



BRAVO!

YOUR BEST INVESTMENT CHOICE

—投資者にとって理想の選択

—— **BRAVO!**
TAIWAN

目録 Contents

ブラボー!台湾 02

B ポジショニング・台湾の商業環境 **04** **Business Climate**

台湾を知る アジア・太平洋地域の要衝 05
将来ビジョン 世界を見据えて 07
「経済発展新モデル2.0計画」を始動 09
十大メリット 投資の第一選択肢 10

R 脈動・投資発展の先行チャンス **14** **Right Moment**

5+2産業イノベーション計画 15
半導体産業 25
サービス業 26
前瞻基礎建設計画 28

A 原動力・優れた競合条件 **30** **Advantageous Environment**

租税制度 透明性があり友好的 31
優遇措置 有利なインセンティブ 35
投資拠点 無限の潜在能力 42
優れた人材 スペシャリストが結集 46
金融と外貨 安定的な発展 52

V 多彩・多角的なライフスタイル **54** **vibrant Lifestyle**

良質な環境 便利で満ち足りた生活 55
入国(停留・居留)許可 簡素で便利 58

O 理想・最高の投資選択 **62** **Optimal Choice**

A 付録 **64** **ppendix**

付録一 企業設立 64
付録二 投資サービス窓口 68



ブラボー！ 台湾

アジア太平洋地域の中核に位置する台湾は、東は太平洋を跨ぎアメリカ大陸に面し、北は日本、西は広大な中国大陸に隣接しています。そして南は東南アジア諸国連合（ASEAN）などの新興市場に隣接し、海運、空運を問わず、台湾はアジア太平洋と世界市場へのアクセスに絶好のロケーションにあります。

台湾の製品は世界中で販売され、テクノロジー産業は世界をリードする地位にあります。その上、斬新な研究開発能力、新しさと変化を求める創業精神、フレンドリーで上質な投資環境、成熟した理性ある市民社会などの優位な条件を有します。そして産業面で優れた生産能力と価値があるばかりでなく、さらに投資環境でも国際的に評価されています。その上、台湾は世界で最も産業集積（密集した産業クラスター）がされていて、革新的な研究開発力と豊富な生産経験を備えているので、台湾をアジアの技術革新センターあるいは運営本部として選択すれば、投資家がアジア太平洋地域の新興市場へ迅速に参入するための協力ができます。

台湾人の創意工夫も軽視できない実力があり、多くの国際競争の場で何度も世に誇れる実績を残しています。特にイノベーション、発明、デザイン等において、ここ数年来ドイツのiF (Industrie Forum Design Hannover)、Red Dot、日本グッドデザイン、米国IDEAなど、世界的なデザインコンペで多くの賞を受賞し、注目を集めています。



また、台湾の医療技術とサービスは完備しており、世界的レベルの水準です。医療リソースと管理は先進国家並み標準であり、更に世界各国が称賛する国民健康保険制度があります。更に、台湾の親しみやすい観光レジャー環境は多くの外国人客からの十分な賞賛を得ています。例えば台湾は世界的に有名な自転車王国ですが、台湾を訪れ、自転車で台湾一周を成し遂げることが多くの外国人の夢となっています。

台湾での投資を選択すれば、投資者は各種の優遇サポートが得られると同時に、多様で多元的な文化及び便利で快適な台湾の居住環境を享受できます。例えば、便利な交通アクセスにより南北への往来が何の障害もなく円滑にでき、年中無休で、どこにでもあるコンビニと量販店・百貨店などにより便利な暮らしが可能です。台湾にビジネス・観光目的で訪れたり、居住している外国人は、おいしい料理や風景、建築物、文化、便利な暮らしを賞賛し、また暖かく気さくな人々に好印象を持っています。これも台湾の魅力あるソフト面での実力です。台湾人の真面目さ、常に革新と変化を求め、気前が良く、互いに助け合う包容力のある民族性、これらが台湾の社会に活力を与え、社会を絶えず進歩させています。

我々は当ガイドが投資者の皆さまにとって、台湾の産業発展の戦略や投資機会、場所、優遇措置などの重要な投資情報となることを望んでいます。また、付録資料でも関連する企業設立プロセス投資サービス機関と連絡先の情報をリストアップし、投資者の皆さまの参考となるように提供しています。

ポジショニング・ 台湾の商業環境

台湾は東北アジアの最南端、太平洋の西岸に位置しています。北は日本、琉球諸島に面し、南はフィリピン諸島に隣接、東アジアの中央に位置し、アジア太平洋地域の経済と貿易運輸の重要な要衝及び戦略要地となっています。台湾の面積はおよそ36,000平方キロメートルで、豊富で多彩な自然と文化の佇まいを擁しています。

布 江 局



台湾を知る アジア・太平洋地域の要衝

多様な自然環境

台湾は四方を海に囲まれ、約三分の二の土地は山地と丘陵で、その他は台地、平野と盆地から構成されています。山の多い台湾は3,000メートルを超える高い山が二百余りもあり、主要な山脈はほぼ南北に縦走り、その中でも中央山脈は全島を縦走り、台湾の東部、西部の河川の分水山脈となっています。

北回帰線と高山地形の影響により、台湾は熱帯、亜熱帯、高山温帯などの多様な自然生態を同時に持ち、その中で原生固有種の野生動物が4,000種類近く生息しています。例えば、サラマオ鱒、タイワンアカゲザル、タイワンツキノワグマ、ミカドキジなどがあります。現在台湾は9箇所の国立公園と13箇所の国立景勝地があり、世界的な自然保護育成要地の一つです。

高山景観の他、台湾は岬、岩石海岸、砂浜、ラグーン（潟）などの異なる海岸地形を有します。豊富で自然な地形の下多面的なすばらしいレジャー産業が日に日に形成され、登山、ウォーキング、沢登り、ラフティングなどの山地アウトドア・レジャーだけでなく、海辺でのダイビング、サーフィン、シュノーケリング、ホエールウォッチングなどのレジャーも非常に人気があります。

快適な気候条件

台湾の四季は、春と冬の変化が比較的大きく、夏と秋の変化はあまりありません。年平均気温はおよそ22度で、平均最低気温はおよそ12～17度。南部は北部より暖かく、1月の平均気温を例にすると台北は摂氏16度前後、高雄はおよそ20度あります。

毎年3～5月の春から夏に変わる時期は、前線停滞の影響を受けて、東部と北部ではよく雨が降ります。6～8月の夏季は、全台湾で猛暑となり時々台風が通過します。9～11月の秋季はよく晴れ渡り、さわやかな気候です。毎年12月から翌年の2月頃は冬季となり、たまに寒波に襲われますが、温泉に入るのにふさわしい季節となります。全体的に台湾の気候は居住、観光に適するだけでなく、穏やかな気候のため、一年中数多くの野菜、果物、草花を食用したり、観賞することができます。

多元的な歴史と人文

台湾は多様な民族により構成された社会で、原住民族（先住民）や漢族及び最近では主に東南アジア諸国からの新しい移住者等もいます。その歴史、言語、文化と宗教は日常の食文化や建築物、生活習慣の中で融合し、台湾の歴史と文化に、より多くのすばらしい要素を加えています。多元的な歴史文化はお互いに刺激、影響し合うことにより、台湾社会において尽きることのない生命力と創造力のみならず、音楽や芸術、工芸技術、建築分野と各種の暮らしの中の美学、感性においても影響し、共に台湾の貴重な文化資産となっています。

華語（マンダリン/共通中国語）は台湾社会の共通の言語で、閩南語や客家語、16部族の原住民諸語などは、それぞれの民族が日常生活上使い慣れている言語です。一世代上の台湾住民は日本教育を受けたため、日本語も話せます。宗教信仰においては伝統的な仏教や道教、民間信仰、キリスト教のカトリックとプロテスタント、イスラム教やその他の宗教などを含む各種の宗教を受け入れています。これらはすべて異なる時期に台湾へ伝わり、それぞれ発展し、お互いに尊重し合っています。



安定した政治経済体制

台湾は自由で民主的な法治国家であり、政治的に自由で、安定しています。4年ごとに国民は民主的な選挙手続きを通して、直接投票により総統（大統領）、立法委員（国会議員）、地方首長、地方議員などを選びます。民意を基礎として選ばれた執政官と代議士は、民意による監督を受け入れ、住民に対して責任を負わなければなりません。

経済面では、台湾は現在、世界貿易機関（World Trade Organization, WTO）、アジア太平洋経済協力会議（Asia-Pacific Economic Cooperation, APEC）、アジア開発銀行（Asian Development Bank, ADB）などの国際組織の会員であり、世界140ヶ国以上の国家と頻繁に密接な経済と貿易の文化交流があります。世界経済の自由化が急速に発展することに対応して、台湾は絶えず産業の戦略、法規制の緩和を調整し、投資制限の開放を行い、知的財産所有権の保護制度を強化して、徐々に国際潮流の軌道に乗っています。

台湾貿易は安定しています。ヘリテージ財団（The Heritage Foundation）が発表した2020年経済自由度指数（2020 Index of Economic Freedom）によると、台湾は186個の経済体の中で、11位にランクインし、更にアジア太平洋地区で5位と、香港やシンガポール、びニューージーランド及オーストラリアに次いで、行商の自由又は貿易の自由などの項目で、全て良い成績を収めています。

Major Economic Indicators, Taiwan 2020

国内総生産（GDP）	6,690億ドル
平均（一人当たり）GDP	28,383ドル
経済成長率	3.11%
輸出額	3,452.8億ドル
輸入額	2,864.9億ドル
外貨準備高	5,299.11億ドル（2020年末）
失業率	3.68%（2020年末）
労働率	59.14%

出所：1. 投資台湾入口網 <http://investtaiwan.nat.gov.tw/>
2. 中華民國統計資訊 <http://www.stat.gov.tw/tw/>

華僑と外資企業の投資概況

台湾は1952年から華僑と外資企業の直接投資を受け入れており、2020年末までに許可された華僑資本・外資企業の投資件数は累計で61,487件、合計投資金額は1,872.75億米ドルとなっています。台湾に投資する華僑と外資企業のうち、投資金額の多い5つの国と地域は順に、オランダ、英領西インド諸島、アメリカ、日本、イギリスであり、業種別では、金融および保険業、電子部品製造業、卸および小売業、情報通信業、専門・科学・技術サービス業における投資金額が最も多くなっています。

2020年度、台湾が許可した華僑と外資企業の投資件数は3,418件、合計投資金額は91.44億米ドルです。台湾に投資する華僑と外資企業のうち、投資金額上位5つの国と地域は順に、デンマーク、英領西インド諸島、日本、イギリス、ルクセンブルグとなり、合計で当年度の華僑と外資企業投資総額の約70.15%を占めています。上位五大投資業種は、金融および保険業、専門・科学・技術サービス業、卸売および小売業、電力・ガス供給業、電子部品製造業であり、華僑と外資企業投資総額の約77.76%を占めています。

将来ビジョン 世界を見据えて

台湾は製造業、ハイテク産業によって経済成長を遂げ、多くの製品の生産額で世界一の記録を作りました。例えば、マザーボード、ICパッケージング・テスト、ウェハー代理製造（ファウンドリサービス）、機能性生地、デスクトップ型及びノート型パソコン、自転車等があります。

経済構造改革 積極的な開放と革新

台湾には他の国より優れた点がいくつもあります。海洋経済の力強さと活力だけでなく、質の高い人力資源に基づく生産産業チェーン、スピードと柔軟性の高い中小企業、何処にも負けないチャレンジ精神です。将来台湾では、核心価値であるイノベーション、労働、分配を構造し、持続可能な発展の新経済モードを追求していきます。



台湾について

面積：36,000平方キロメートル

人口：約2,383.4万人

民族：漢族、原住民族（先住民）、新移民（近年の海外、
中国大陸からの移民）

言語：華語、閩南語、客家語、原住民族諸語等

宗教：仏教、道教、キリスト教（カトリック、プロテスタント）
イスラム教等

首都：台北市



四大主軸 ビジネスチャンスを導く

■産業イノベーションを促進

産業構造の転換には製造業とサービス業の向上が必要であり、台湾は「地域連携」、「未来連携」、「国際連携」の三つの連携を主軸に、「アジアシリコンバレー」、「スマート機械」、「バイオ医療」、「グリーンエネルギー」、「国防産業」、「新農業」、「循環経済」などの「5+2」産業イノベーション、およびデジタル経済のイノベーション、チップ設計と半導体産業のイノベーション、文化クリエイティブ産業のテクノロジーイノベーションを推進し、5G、AI、ビッグデータ、IoT、ブロックチェーンなどのデジタル技術を活用することにより、既存の基盤の上で、5+2産業イノベーション計画2.0を推進し、新興産業と新技術の発展を強化するとともに、産業のアップグレードを促進して、経済成長に新たなエネルギーを注入しています。そのために、投資、技術、人材の緊密な統合を促進しやすい環境を作り、産業界をリードして地域のニーズを出発点とした産業イノベーションクラスターを発展させ、世界的なイノベーションエネルギーと連携し、国際市場を積極的に受け入れます。台湾は貯蓄超過が多く、政府は、資本、技術、産業を結びつけるために、資本支援、人材活用、規制緩和、国際連携、イノベーションの場という5つの方向性を通じて、ベンチャービジネスへの投資環境を積極的に最適化し、若者のためにより明確な未来を構築していきます。

同時に、中小企業のイノベーション、国際マーケティング、資金調達をサポートします。産学連携を強化し、大学と企業におけるR&Dが中小企業、地方産業研究開発及び人材技術をサポートします。

■持続可能なエネルギーと資源管理

台湾は、2025年に再生可能エネルギーの総発電量に占める割合を20%に高めることを目標に、グリーンエネルギーの開発に力を注いでいます。また、天然ガス輸送・貯蔵施設及び天然ガス発電所の建設を加速し、天然ガス発電を拡大



して火力発電による汚染とCO2排出を低減し、クリーンな電力及びエネルギーを安定的に供給するとともに、エネルギーシフトという政策目標を達成します。

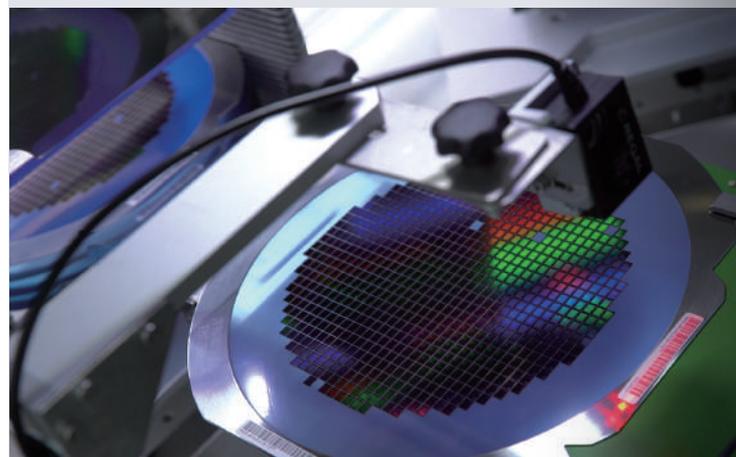
治水、防災、災害対応の連携体制の強化に取り組み、常に迅速かつ的確に対応できるよう努めています。このほか、水源開発、節水、調整、バックアップ等の4つの方面から、多元的かつ持続可能な給水システムを発展させていきます。また、節水の推進、水資源調整能力の向上、ダムを整備・更新及び給水バックアップの構築など、効果的な管理と柔軟な調整を行うことで、安定した給水を保証します。

■経済・貿易発展の戦略

台湾は、高品質な製品を海外市場に販売するだけでなく、技術、資金、製品の流通を促進するために、他国との互惠関係を強化させる必要があります。対外経済貿易の構造と多元性を高める具体的な方法として、新南向市場の拡大を強化するほか、先進国と新興国市場の両方を勘案して、より全面的な貿易関係を推進することが挙げられます。また、多国間および2国間の経済協力と自由貿易協定に進んで参加し、包括的および先進的な環太平洋パートナーシップ協定（CPTPP）への参加を推進するとともに、アジア太平洋経済協力（APEC）各参加国・地域との連携を強化して、グローバルなビジネスチャンスを拡大すること、新南向政策を推進すること、産業技術先進国との連携を強めることも重要です。

■高品質な経営環境の構築

台湾では投資を拡大するために、継続的に規制緩和を行っており、投資の障害を排除することで、健全な投資環境を創造しています。例えば、会社法と産業革新条例を大幅に





修正することで、イノベーションが起りやすい環境を作り出しています。また、インフラ建設を加速することで、内需市場の活性化を図っています。そして、投資を行うにあたってネックとなる土地、労働力、水道、電力等の問題を積極的に解決することで、投資する企業の投資意欲を高め、より多くの投資と人材を集め、さらなる経済成長を目指しています。また、消費者保護と企業経営者の効率を両立させ、世界と足並みを揃えるために、商品表示法が大幅に改正されました。

企業誘致と人材確保の窓口のさらなる機能向上を目的として、政府により「台湾投資事務所」が設立されました。企業誘致と投資審査の一本化サービスを通して、外資企業が台湾投資関連の申請の要件とプロセスを明確に把握できるようにしています。同時にビジネスモデルの運営方法を採用し、国外の商業組合、国内の商工団体、駐外公館、国内の官公庁、地方政府等と横のネットワークを確立し、世界各国の人材を招聘する等、受動的ではなく能動的な姿勢に切り換えて、積極的に企業を誘致しています。

「経済発展新モデル2.0計画」を始動

世界的なサプライチェーンの再編と台湾企業および外国企業による台湾への投資がもたらすチャンスをつかむため、総統は財政目標政策の次の段階として「経済発展新モデル2.0計画」を打ち出しており、5+2産業イノベーションの基礎の上に六つの中核となる戦略産業を確立し、産業発展に必要な人材、資金、法規制、ブランディングなどの共通戦略を整備することで産業を押し進めています。今後、政府は引き続き産業の革新・最適化・転換を推進し、台湾の起業エコシステムを最適化するとともに、デジタル国家・スマートアイランドの構築、次世代の優秀な人材の育成等の戦略を進めるほか、ハイエンド製造センター、半導体先進プロセスセンター、ハイテク研究開発センター、グリーンエネルギー開発センターの4つのセンターの構築を通じ、台湾経済の繁栄をさらに20年間維持します。

ハイエンド製造センター

米中貿易摩擦以降、ハイエンドサーバーなどハイエンド製造産業チェーンの台湾回帰が続いているほか、新型コロナウイルス感染症の流行により、分散展開の重要性が浮き彫りになっています。「台湾投資三大計画」や「産業革新条例」の投資控除優遇措置を通じて、企業の高付加価値生産への取り組みやスマートマニュファクチャリングの導入を促し、台湾をハイエンド製造センターにすることを目指します。

半導体先端プロセスセンター

AI、5Gは次世代産業の競争力を高める強力なツールであり、半導体はデジタルトランスフォーメーション推進の基盤となります。先端プロセス技術でのリーダーシップを確保するために、TSMC、Micron、Winbond、Powerchipなどの半導体大手企業は、台湾への投資を拡大し続けており、その総額は2.7兆元を超えています。このため、これを機に半導体重要設備、材料などの外国企業による台湾での工場設立を誘致し、台湾に完全なる半導体産業クラスターを構築することで、クラスター効果を発揮して台湾を半導体先端プロセスセンターにします。

ハイテク研究開発センター

米中ハイテク戦争と新型コロナウイルスの感染拡大の影響により、台湾企業の台湾回帰が加速しただけでなく、アジア太平洋地域における国際大手企業の戦略的な再配置が行われ、ハイテク研究開発の需要に新たな波が押し寄せています。「リーダー企業研究開発深耕プロジェクト」の推進により、国際大手企業の台湾における高度研究開発拠点設置を誘致することで、台湾の産業チェーンとともに新世代の製品を共同開発し、新興産業クラスターの発展を加速して、台湾を世界的なハイテク研究開発センターにすることを目指しています。



十大メリット 投資の第一選択肢

数十年来、台湾は中小企業の形態を主としたテクノロジー製造業で経済発展を導いてきました。台湾製品は国際的に評価され全世界に行き渡っています。台湾の優位なロケーションや整ったインフラ、完備された産業サプライチェーン、豊富な研究開発人材、安全な法治環境等、これらすべてがグローバル企業にとって台湾での投資、エリア本部や研究開発、ロジスティクスセンターの設立にあたってのメリットとなっています。

アジア太平洋地域の戦略的ハブ

台湾はアジア太平洋地域、東北アジアと東南アジアの交通の要に位置し、優秀な設備の国際空港と海港を有し、交通運輸も便利で、輸出入や中継輸送がとて発達しています。台北から東京、ソウル、北京、上海、香港、シンガポール、等の西太平洋の主要都市への平均飛行時間はわずか2時間55分で、高雄港からマニラ、シンガポール、香港、上海、東京などの五大主要港への平均航行時間はおよそ53時間です。欧米、日本及びアジア太平洋の新興市場を繋ぐ重要なハブとなっており、グローバル企業がアジア太平洋地域で運営本部を設立する際の第一選択肢であると言えます。

世界に繋がるプラットフォーム

台湾は西隣に世界経済成長の中心で世界第二位の経済大国である中国大陸が存在します。そして北には世界第三位の経済大国である日本、東には世界最大の経済大国であるアメリカ、南は東南アジア諸国連合に隣接しており、アジア地域の中でも経済戦略上極めて良いロケーションにあります。

世界経済の中心は欧米からアジアへと移行するに伴い、市場の中心も成熟市場から新興市場へと移行し始めています。台湾は言語のみならず、地理及び文化的にも、中国市場と非常に近く、他者が取って代わることのできない優位性を備えています。その上、台湾のイノベーション能力、製造方面での実力及びアジア各地の産業に台湾企業・商人が存在するなどの優位性はグローバル企業を魅了しており、台湾を拠点に中国やアジア新興市場へ進出し、世界に繋がるプラットフォームとなっています。

際立つ国際評価

台湾の投資環境は多くの国際評価において高く評価されています。世界経済フォーラム (The World Economic Forum、WEF) 2019年の国際競争力レポート (The Global Competitiveness Report、2019) によると、台湾は141ヶ国中12位にランクイン、アジア・太平洋地域で4位にランクインしました。また、エコノミスト・インテリジェンス・ユニット (Economist Intelligence Unit、EIU) が発表した2019年の世界ビジネス環境ランキングでは、台湾は世界13位となりました。

そして、米ビジネス環境リスク評価会社 (Business Environment Risk Intelligence、BERI) が発表する2021年第2回の全世界投資環境リスク評価の報告で台湾は世界4位にランクインしました。また、世界銀行 (the World Bank) が発表する報告書「2020年ビジネス環境の現状」 (Doing Business 2020) では、190ヶ国中、台湾におけるビジネスの利便性は15位となっています。

堅実な産業クラスター

台湾の産業クラスターの分布は、北部地区は電子テクノロジー産業が主であり、中部地区は精密機械産業で、南部地区は主に石油化学と重工業 (重要産業の分布は巻末の添付図を参照) です。世界経済フォーラム (WEF) の2019年度の国際競争力レポートでは、台湾の産業クラスター発展指数は世界第5位にランキングされました。非常に整った川上、川中、川下のサプライチェーンは、取引先の各種ニーズに迅速に対応し、ジャストインタイム (just in time) にカスタマイズなモジュールを提供します。台湾製品の質と量、共に競争力を備えており、正に外資企業にとって台湾に投資するメリットとなっています。



産業クラスターの高度な発展によって、台湾は世界2位の情報ハードウェア生産国となり、ウェハーファウンドリーとICパッケージング・テスト産業の生産額でも世界1位にランクインしています。また、IC設計業は世界2位に、PC製品は世界3位にランクインしています。自転車産業も成功例の1つです。台湾の自転車産業をリードするGIANT社とMERIDA社はクラスター効果を発揮して、台湾全体で80%以上の産業を中部（台中市、彰化県）に集中させ、川上・川中・川下サプライチェーンの連携をリードし、世界最強のハイエンド自転車供給拠点を構築しています。特に電動アシスト自転車は2016年以降、輸出台数および輸出金額ともに順調に伸びており、輸出実績も際立っています。近年、新型コロナウイルスの感染拡大の影響で通勤方法が変わったなどにより、自転車と電動アシスト自転車のグローバル市場における需要が急増しています。車両工場と部品工場の両方で注文が満載となっており、チーム間の緊密な連携と分業により、世界中の人々にとって感染防止のための交通手段となる車両を全力で増産し提供することで、台湾の国際的な知名度を大幅に向上しています。

優秀な人材

台湾は優秀な労働力を有しており、教育の普及に伴い、毎年約30万人の大学・専門学校卒の人材を生み出しています。統計によると、2020年の大学・専門学校卒以上の就業者数は608万人に達し、就業者数に占める割合は52.8%となります。

2019年の世界経済フォーラムの国際競争力レポートでは、台湾の労働市場生産効率は141カ国中、15位にランクインしました。これは、税制の優遇措置による女性労働力の増加によるものです。また政府も、世界トップレベルの大学と最先端の研究センターの設立に力を入れ、グローバル企業がアジア太平洋市場に進出する際に必要な人材充分確保

できるよう、台湾を東アジアの高等教育の要衝及び華語教育産業の輸出大国となるよう力をいれています。

整備されたインフラ

台湾の交通ネットワークは整備されており、海運と空運は非常に発達しています。現在7ヶ所の国際商港、17ヶ所の空港があります。鉄道、道路の施設も整っていて、台湾島内を一周する鉄道と道路、西部の高速鉄道、高速道路、それらと連結する10数本の東西に走る快速道路があります。台北、高雄の都市交通網および桃園国際空港と接続する空港交通は緻密かつ便利な交通網であり、また人々の生活圏にもなっています。ビジネス、倉庫、物流などの交通コストにおいて、迅速性と高効率を実現します。

その他、台湾の水、電力、通信などの使用料は安く、供給率と普及率はほぼ100%です。世界経済フォーラムが発表した2016年ネットワーク整備指数（Network Readiness Index、NRI）では、台湾は世界19位にランクインされました。インターネットの応用も非常に普及していて、特に政府サービスの電子化は世界トップレベルであり、進んだデジタル技術も外資企業の投資を誘い込む理由の一つとなっています。

健全な法治環境

中華民国の「憲法」には、「人民の権利と義務に関わる事項は法律で明確に定める」と明記されています。整った法治体系のもとで、友好的で、良好な民主主義と法治観念を備えているため、企業の運営環境においても高い予測性と安定性が期待できます。同時に商業法規も常に迅速に国際法規に同調するよう調整されており、投資者の権益の保障は確保されています。特に外国人が台湾で投資を行う場合は、更に「外国人投資条例」によって、保障を受けることができます。



パーフェクトな知的財産権の保護

台湾の知的財産法令は透明化されており、国際公約の基本規範に適合するだけでなく、産業と国際特許法令の変化に応じて検討と修正がなされています。特許・商標審査の機能と品質の強化を続け、オンライン申請・検索システムを最適化し、より高品質のサービスを企業に提供しています。

知的財産権を適切に保護するため、台湾は知財専門裁判所と海賊版調査および取締りを行う知財保護警察を設立しており、科学技術やインターネットの発展、営業秘密保護の観点から、法執行関係者の専門研修を強化しています。知的財産権を保護するための全体的な環境を整備していることから、グローバル企業と権利者団体から高い評価を得ています。

2010年、台湾と中国は「海峡兩岸知的財産権保護協力協定」を締結し、特許、商標、植物品種の優先権を相互に承認し、作業チームを立ち上げまし、公式プラットフォームを設置し、オペレーションシステム運用の確保と、中国で活躍する台湾系企業・経営者の知的財産権を効率的に保護しています。

台湾は、国際間の知財交流と協力を積極的に展開し、各国の在台機関、在台商工会議所および権利者団体と密接な関係を維持し、各協会の進捗と建設的な意見を前向きに受け入れ、友好的な環境を構築しています。企業の研究開発イノベーションを全力でサポートし、ビジネスチャンスと経済発展を推進しています。

友好的な資金調達と融資環境

台湾の資金は潤沢で、為替相場が安定しており、金利水準と資本コストが低く、良好な資金調達、融資環境です。海外からの投資を誘致するために、台湾では関連措置を推進し、海外企業の資金調達条件を緩和し、行政プロセスを簡素化しています。

直接金融では、台湾における株式上場コストは香港、中国より低く、株純資産倍率と株価収益率は比較的合理的です。流通性も良好で、2020年末現在、海外企業77社が第一上場、海外企業33社が第一店頭登録をしています。

間接金融の面では、台湾の高い貯蓄率が長年にわたって豊富な資本を蓄積し、低金利で優れた資金調達環境を作り出しております。また、銀行による中小企業やベンチャー重点産業への融資サービス提供を奨励することで、銀行によるあらゆる規模の企業に対する融資サービス提供を可能にしています。



多元的なイノベーション文化

台湾は旺盛なイノベーション能力、研究開発能力を有しています。ハイテクにおいても家電製品においても、古き良きものを残しながら新しさを求めて発展させ、フランチャイズチェーン店の革新的なサービス、自転車、タピオカミルクティー、華語ポップミュージックなども、すべて革新的な要素を通じて、世界で受け入れられている台湾の特色ある商品と文化です。

世界経済フォーラム (WEF) は、台湾をイノベーション主導型の経済国と位置付けています。2019年には、台湾は世界競争力報告のイノベーション分野において世界第4位、アジアでは第1位にランクインしました。また、企業の研究開発投資分野においては世界第5位にランクインしました。アメリカのグローバル起業家精神・開発研究所 (GEDI) が発表したレポートでは、台湾は起業家精神ランキングが世界第11位でした。これは、台湾企業の実質的な研究開発投資や起業家精神がいずれも世界トップレベルにあることを示しており、台湾には長期にわたって競争力を持つ産業クラスター発展 (WEF世界ランキング第5位) と、地域の特性を生かした多元的なイノベーション文化と良好な環境が存在することを示しています。このほか、台湾は工業技術研究院、情報工業策進会など10以上の技術研究開発機関を有しており、台湾国内の産業発展を推進するだけでなく、科学技術に関するイノベーション研究開発人材を多数育成しています。これらはすべて、外資企業がアジア太平洋市場、ひいては世界に進出する際の最大のパートナーとなるでしょう。

脈動

脈動・投資発展の 先行チャンス

卓越した研究開発技術と製造能力により、台湾は製品研究開発、製造、サプライからサービスに至るまで、綿密で迅速です。また生産と運営面で成功経験によって、テスト期間を短縮できるだけでなく、コストダウンも可能です。台湾における研究開発センター或いはエリア本部の設立についても、海外からの投資者のアジア太平洋市場への布石にあたり、理想の投資チャンスと環境を提供します。



5+2 産業イノベーション計画

台湾は長らく、ICT製品のOEMと輸出を柱とした経済発展モデルにより、成長力を保つと同時に、効率の高い製造業の優位性を築いてきました。しかし、インダストリー4.0、欧米諸国の再工業化、中国のサプライチェーン台頭、米中貿易戦争によるグローバル経済の変化などの影響を受け、台湾のこれまでの「OEM」を中心とした産業発展モデルは大きな試練に直面しています。このほか、デジタル新経済の興隆に伴い、Google、Facebook、Amazonなどの大手インターネット企業がこれまでの産業の運営モデルを侵食しつつあります。そして、モノのインターネット（IoT）、人工知能（AI）、ブロックチェーン（Blockchain）などのデジタル技術により、プラットフォーム・エコノミー、エクスペリエンス・エコノミー、シェアリング・エコノミーなどのイノベティブ経済が急速に発展しています。

グローバルな分業体制の変化とデジタル新経済の興隆という二重の試練に立ち向かうため、台湾はそのグローバルなバリューチェーンにおける役割を再定義するとともに、産業の構造革新とデジタル産業構造の転換を加速し、デジタル経済発展のビジネスチャンスを掌握する必要があります。世界経済フォーラム（WEF）の資料によると、台湾は、すでに「要素主導型」、「効率主導型」の時代を終え、2011年に正式に「イノベーション主導型」の経済発展段階に入りました。デジタル化の知識経済時代に向けて、イノベーションこそ台湾の経済成長を牽引する主要なエネルギーとなり、産業のアップグレードをもたらす重要な鍵となるでしょう。

イノベーション主導型の経済成長モデルを作り、国内産業の優位性とニッチ性を効果的に発揮するため、政府は「地域連携」、「未来連携」、「国際連携」の三つの連携を原則に、将来の産業発展の方向として、「アジアシリコンバレー」、「スマート機械」、「グリーンエネルギー」、「バイオ医療」、「新農業」、「国防産業」、「循環経済」などの産業イノベーション計画をまとめ、5G、AI、ビッグデータ、IoT、ブロックチェーンなどのデジタル技術を活用することにより、既存の基盤の上で、5+2産業イノベーション計画2.0を推進し、新興産業と新技術の発展を強化するとともに、産業のアップグレードを促進して、経済成長に新たなエネルギーを注入しています。

アジア・シリコンバレー

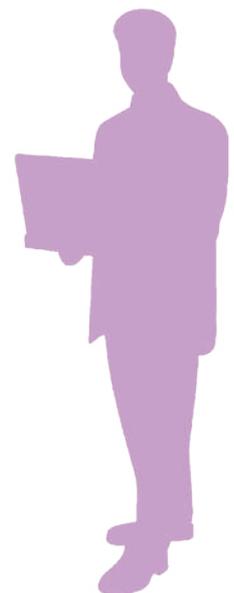
政策のポイント

「アジアシリコンバレー計画」の展望：台湾のICT・半導体産業などの優位性を生かし、「IoTの発展を推進する」および「イノベーション・起業エコシステムを整備する」ことを2つの主軸に据え、世界の先端技術研究開発エネルギーと連携し、国内のハードパワーをソフトウェアアプリケーションに導入して、将来的な台湾の新たな経済発展モデルにつなげていきます。IoTで産業構造の転換とアップグレードを促進し、スタートアップ主導の経済成長で、台湾がアジアのデジタルイノベーションの鍵となることを目指します。

「アジアのシリコンバレー」産業政策は二つの柱からなる

■ 革新的な IoT 研究開発の推進：

シリコンバレー等におけるグローバルで革新的なコミュニティとの提携を強化し、国際的な研究開発リソースを投入することで、異分野融合を通じたIoTをめぐるバリューチェーンを構築します。また、多角的なスマート実証実験の場をつくり、スマート交通、スマート医療などの価値を生み出し、IoTの活用によるサービス発展を促進します。



■「健全で革新的なスタートアップ・エコシステム」：

創造的な人材の活性化、資金提供スキームの整備、法的環境の改善、国際間のネットワークの強化等を通じて、革新的なスタートアップ・エコシステムを整え、活発な創業を通じ経済成長を促します。

「アジアシリコンバレー」計画予算および融資協力：2021年は科学技術予算、インフラ建設経費として56.93億新台湾元（約1.99億米ドル）を組み入れ、デジタル経済、IoT、スタートアップを推進するほか、以下の投資および融資協力も行っています。

- **投資基金**：産業革新構造転換基金 33 億米ドル、国家レベル投資会社（台杉投資管理顧問股份有限公司）3.3 億米ドルを提供。
- **スタートアップ基金**：エンジェル投資基金を設立、2020 年の基金規模は 50 億新台湾元（1.75 億米ドル）を達成。
- **融資協力**：銀行の 5+N 産業に対するイノベーション貸付を奨励し、2016 年 6 月から 2020 年 12 月までの期間に貸付金額が 1,500 億新台湾元（52.63 億米ドル）増加。



ビジネスチャンスの共創

■台湾業者との提携により IoT の発展を推進

- IoT のビジネスチャンスは膨大です。国際研究コンサルティング機関 Gartner の 2018 年 11 月の予測によると、2019 年に全世界で使用される IoT エンドデバイス数は 48 億台に達し、2020 年には 58 億台に増加して、成長率は 21% に達すると予想されており、IoT アプリケーションが急速に普及し発展していることは明らかです。また 2021 年には、全世界における IoT 接続デバイス数は 250 億台に達し、年平均成長率は 32.6% となり、IoT の急速な発展を表しています。台湾の ICT 産業はハードウェア製造技術が優れているため（少量多品種または大規模生産）、海外の IoT 業者は国内業者と連携し、技術の相互補強やビジネスモデルの革新により、技術開発やビジネスモデルのイノベーションに専念することができ、台湾業者にハードウェア製造（少量多品種または大規模生産）を任せることで、ソフトウェアとハードウェアを融合した IoT のバリューチェーンを共同で構築し、スマートアプリケーションサービスを発展させることで、グローバル市場への進出が容易になります。
- 例えば、メモリの世界的なリーディングカンパニーである Micron は、台湾の ADVANTECH などの業者と連携し、スマートマニュファクチャリング、スマート医療、

交通制御システムなどの IoT ソリューションを開発して、世界の AIoT 市場を共同で拡大しています。

- 例えば、機械メーカーの三菱重工（Mitsubishi Heavy Industries）とフランスの通信会社 Orange 社はいずれも、台湾の皇輝科技と協力し、タイやフィリピンなどの「新南向」の対象国で、タイのバンコク地下鉄レッドライン、フィリピンのマニラ鉄道通信プロジェクト等のスマート交通ソリューションを推進しています。
- 国内の IoT 業者およびスタートアップコミュニティは共同で「アジアシリコンバレー IoT 産業大連盟」をすでに組織しており、グローバル企業ではシスコ（Cisco）、マイクロソフト（Microsoft）、IBM などが加入しています。今後もその他海外業者の加入を歓迎し、国内事業者との交流・提携を行うことで、新たな提携モデルを成功させていきたいと考えています。

■台湾はアジア太平洋市場で先頭先を走るスマート化の実証実験場

- 台湾は半導体、電子産業、石油化学工業等、全世界でもユニークな高度に集積かつ多様化された産業クラスターを抱えているため、多分野にわたる産業知識を備えています。また、迅速な試作・テスト及びサービス構築が可能であり、情報セキュリティに関しても重視して対応しているため、事業者は台湾のスタートアップ・イノベーションのリソースを組み合わせることで、台湾をアジア太平洋市場における最良の実証実験場とすることがで



きます。スマート物流、スマート医療、スマートグリッド、スマート交通、スマート製造及びスマートエネルギー等への応用システムの実現可能性を検証した上で、中国や東南アジア市場への進出が可能となります。

- 例えば、国内業者 AAEON のスマート照明ソリューションは、マイクロソフトのクラウドプラットフォームサービスとインテルのプロセッサなどを使用して、照明器具の稼働状況を把握し、かつ空気の品質や交通の流れなどを検知することで、コストとエネルギーを効果的に節約することができ、すでに台北市で導入されています。

■ 海外事業者、研究機関、投資家等の台湾への研究開発を歓迎

- 台湾は優れた製造能力と優秀な技術者及び豊富なイノベーションリソースを有していますので、IoT に関連する海外企業は台湾で研究開発センターを設立することで、我が国の優位性を結び付ける、新たな競争力を高めるアジア太平洋地域の重要な中継地とすることができます。
- マイクロソフト、Google の例を見ると、マイクロソフトは 2016 年 10 月に台湾に IoT イノベーションセンターを設立し、コンサルティングおよび技術サービスを提供しています。また、2018 年 1 月に AI 研究開発センターを設立、AI 技術およびアプリケーションの発展に 10 億元を投資しました。11 月には「マイクロソフト・ベンチャー・アクセラレータ」を設立して、国内のベンチャーチームにコンサルティング、トレーニングなどのサービスを提供しています。国内の AIoT、5G の開発を支援するため、2020 年 10 月には地域データセンター設立とクラウドシステム研究開発チームの拡充を実施しました。Google は 2018 年 3 月より「インテリジェント台湾」(Intelligent Taiwan) をスタートさせており、5,000 人を超える AI 人材にトレーニングを提供し、5 万人のデジタルマーケティング人材を育成しました。2020 年末までに 3 万人の AI 人材、10 万人のデジタルマーケティング人材を育成する計画で、2021 年 1 月には Google 板橋パークに正式に入居し、台湾での研究開発規模を倍増して、台湾は正式にアジア太平洋地域における Google の最大研究開発拠点となります。シスコ (Cisco) は 2019 年 11 月、桃園青埔にスマートイノベーション・アプリケーション・デモセンターを設置し、国内業者と連携してスマートリテールやスマート教育などのソリューションを開発しています。台湾の発展潜在性を国際業者が重視している姿勢が見て取れます。

スマート機械産業

政策のポイント

スマート機械産業推進計画を通して、中核技術及び応用技術の発展、地域・将来・世界の動向との連結、川上・川中川下の統合、大型企業のスマート製造導入による産業拡大、中小企業のデジタル化を推進し、産業の高度化と構造転換を促進して、レバレッジ効果と拡散効果により生産額の成長に繋がります。

2台中サイエンスパークと台南サイエンスパークにそれぞれスマートロボットイノベーション開発者基地を設置し、ベンチャー企業や専門の研究開発人材を育成します。

行政院は「スマート機械産業推進計画」を可決しており、機械産業と情報通信産業の強みを一体化させ、スマート機械アプリケーション及びソリューションを発展させます。現在すでに多くの政策措置が実行に移されており、スマート機械産業の発展が促進されています。

- ・「スマート機械推進オフィス」を設立し、部会横断的なリソース統合と連携により、部会間の協力の成果を発揮します。
- ・台中精密機械科学技術イノベーションパークにスマートマニュファクチャリング技術検証場を設置し、台湾スマートマニュファクチャリング計画センターを構築して、AI インテリジェントソフトウェア、デジタルクラウドプラットフォーム、5G 産業アプリケーション検証環境などの技術のターンキー出力を統合し、国内産業のキーテクノロジーのアップグレードと転換のトータルソリューションを提供します。また、欧米、日本のインダストリー 4.0 大手先進企業を招き、そのスマートマニュファクチャリング技術の能力を示すことで、台湾のスマートマニュファクチャリングのアップグレードと転換を加速します。
- ・台中市に水滸国際コンベンションセンターを建設し、大規模な経済展覧会や会議のニーズに応え、世界との連動を強化します。
- ・スマートマニュファクチャリングコンサルティングチームを設置し、コンサルティングと診断、テクニカルサービスの提供を通じて、業界の弱点を解決することで、中小企業によるスマートマニュファクチャリングの導入とデジタル化への転換を支援します。

- ・スマートマシンボックス (SMB) の導入を補助し、中小企業のデジタル化を支援してスマートマニュファクチャリングの導入を加速させ、産業のアップグレードを促進して、国際競争力を高めます。
- ・情報システムの接続を支援することで、中小製造業のサプライチェーンによる AI アプリケーション導入を推進し、業者とサプライチェーンメーカーが生産情報を統合して、AI 技術の活用により生産の歩留まりや効率、意思決定の品質を高める支援をします。
- ・スマートマシンクラウドによる付加価値で、設備の付加価値を高めます。クラウドアプリケーションモジュール技術を確立し、スマートマシン・クラウド・プラットフォームの普及を加速します。
- ・台湾のスマート機械産業における世界との連動を促進し、国際交流プラットフォームを構築して、中小企業によるスマートアプリケーションのアップグレードを支援します。

ビジネスチャンスの共創

■ グローバルなスマート機械の研究開発ハブ

グローバル研究機関及びメーカーは、台湾で新たな法人や研究開発センター、製品製造基地を設立することを通して、台湾の研究機関やメーカーとの共同研究開発、技術移転など様々な方式で台湾のスマート機械産業の発展に参画しながら、グローバルのスマート製造アプリケーション市場に参入することができます。

■ スマート機械発展に伴うビジネスチャンス



- デジタルシミュレーションと分析、製品ライフサイクル管理、ビッグデータ分析、マシンラーニング、人工知能。
- センサー、産業用ロボットとサービスロボット、半導体前工程とアドバンスト・パッケージング設備、付加製造。
- センサーと制御装置、生産設備と生産ライン、企業全体のスマート運営情報のシステム統合ソリューション。

■ 成長を続ける市場への参入チャンス

- 2020年は新型コロナウイルスの感染拡大と米中貿易摩擦により世界の産業界が大きな課題に直面しましたが、台湾は感染防止のための先制的な対策が奏功し、サプライチェーンの再構築と経済戦略展開のタイミングを把握することで、全体的な輸出額は日本、韓国、シンガポールなどの近隣諸国経済よりも目覚ましいものがありました。今後は自動化やスマート化などの非弾力的需要、AIや5Gなどの新技術産業の導入、米中貿易戦争を背景としたメーカーの海外第二生産拠点設立の動きなどの有利な要因と、台湾企業の台湾回帰、台湾企業の投資加速、中小企業の台湾投資という台湾投資三大計画の効果もあり、機械産業の成長促進が予想されます。
- 台湾は半導体の先進製造工程への投資を継続的に行っており、また情報通信、パネル、自動車、電動車などサプライチェーンの構成メーカーもスマートオートメーション生産ラインに対する投資を増やしているため、スマートマシンの需要は安定した成長が予想され、巨大なビジネスチャンスが期待されます。



クリーンエネルギー産業

政策のポイント

「エネルギー創出」、「省エネ」、「エネルギー貯蔵」、「スマートシステム統合」を主軸として、安定的なエネルギー供給、グリーンエネルギー開発、サステナビリティ経営、汚染と炭素の低減を並行して進め、「エネルギーの安全」、「グリーン経済」、「持続可能な環境」の目標を達成します。主な発展項目はグリーンエネルギーと電動自動車です。

再生可能エネルギーは発電量の割合を2016年の4.8%から2025年には20%に引き上げる計画であり、そのうち太陽光発電と風力発電に重点的に投資を行います。太陽光発電2年推進計画、屋根の太陽光パネル設置全国普及計画、風力発電4年推進計画、2020年太陽光発電目標達成計画などにより、台湾の関連産業の発展を促進します。2025年、太陽光発電の累積設備容量は20GW、風力発電の累積設備容量は6.9GWに達する予定です。

沙崙スマートグリーンエネルギーサイエンスシティを開発し、産業イノベーションを導くエコシステムの中核として、省エネ、エネルギー創出、エネルギー貯蔵とスマートシステム統合の4つの主軸に沿い、グリーンエネルギー産業ネットワークの中心及び輸出窓口として発展させます。



ビジネスチャンスの共創

■ クリーンエネルギー投資におけるビジネスチャンス

- 台湾では 2025 年までのクリーンエネルギー設備容量の目標を制定しており、2025 年までに 600 億米ドルのクリーンエネルギー投資を誘致し、クリーンエネルギー関連産業にビジネス機会を提供する、としています。
- 台湾では 2017 年 1 月に「電気業法修正案」が可決され再生可能エネルギーによる電力が自由に売買できるようになり、市場での自由な流通が促進されています。
- 台湾の洋上風力発電はフルキャビンアセンブリ、出力変換システム、海底ケーブルなど、電気自動車は電力エネルギーシステム、シャーシシステム、完成車システムなど、太陽光発電はインバーター、エネルギー貯蔵システムなどにおいて、外国企業による台湾への投資が期待されています。
- 政府は「前瞻基礎建設計画（先見的基礎建設プロジェクト）」を推進し、クリーンエネルギー建設（主に太陽光発電、洋上風力発電及び関連研究開発や長期発展拠点の設立）を行い、国内需要を基に国内外投資を誘致し、台湾をアジアのクリーンエネルギー産業の重要拠点として発展させます。

■ 太陽光発電のビジネスチャンス

- 太陽光発電の 2025 年目標累積設備容量は 20GW で、約 500 億新台幣元の大型インバーターメーカーの投資を見込んでいます。
- 太陽光発電の普及後必要となる蓄エネシステムに関しては、台湾市場では 2020 年以降に需要が徐々に増えていくことが予想され、蓄エネシステムのグローバルメーカーと台湾メーカーとの提携が有利になることが予想されます。

■ 洋上風力発電のビジネスチャンス

- 政府は台湾海峡に位置する洋上風力発電開発ブロック 36 ヶ所を発表して、投資意思のある国内外の業者に先行投入前期計画を提供、国内外の業者が次々と申請し、現在約 10GW が能源局に受理されました。経済部はうち 5.5GW のポテンシャルサイトについてグリッド接続による容量分配作業をすでに完了しており、2025 年までに完成させて運営を開始し、洋上発電の国内需要を創造します。



- 政府は洋上風力発電施工専用重量物専用埠頭および風力原動機の部品製造、組み立て、施工などの産業エリアを台中港に設置しました。このほか、台北港、興達港に海底インフラ製造工場を設置し、彰化漁港に洋上風力発電維持管理基地を建設して、洋上風力発電を支える産業チェーンを整える計画も進めています。



バイオテクノロジー医療

政策のポイント

2007年7月、バイオ新薬の研究開発に従事する企業により多くの租税優遇を提供する「バイオ新薬産業発展条例」が施行されました。2017年1月18日には、高リスク医療機器の適用範囲拡大と新興バイオ医薬品の定義追加が公布されました。

2016年11月に「バイオ医薬産業イノベーション推進計画」が可決され、バイオテクノロジー・製薬、医療機器と健康福祉分野を中心に、「ニッチ分野の精密医学の発展」、「グローバル・レベルに達する医療の発展」及び「健康福祉産業の推進」の3つの方向に動き始めています。

推進の展望：2025年に生産額1兆新台幣以上を達成、国外向け新薬20種を開発・発売し、新医療機器80種の国際市場進出を実現、少なくとも10の健康サービス旗艦ブランドを生み出し、台湾の薬品、医療機器、健康福祉産業の生産額を劇的に増加させます。

ビジネスチャンスの共同創造

■ 産業及び市場規模の急速な拡大

2018年、台湾のバイオメディカル及び健康福祉産業の売上高は5,148億台湾元、全体の年平均成長率は5.6%に達しました。

■ 台湾への投資はアジア市場への布石

アジアの高齢者人増加、中国と東南アジアの新興経済国の台頭に伴い、アジアのバイオ医薬品市場が急速に成長する現在において、プライマリーケア、在宅介護、健康促進、疾病治療薬等の需要が大幅に増加しています。

■ 医療機器・材料事業への投資によるビジネスチャンス

台湾は中程度リスクの二類医療機器の開発・サプライチェーンが完備しており、システム統合、ハイエンドまたは高価な医療機器(スマート補助具、低侵襲手術画像診断、整形外科用機器、歯科用機器、細胞治療、脳神経、心血管用、眼科用医療機器等)の開発における提携の機会を積極的に求めています。

■ 健康介護事業への投資によるビジネスチャンス

・ 2018年に台湾は高齢化社会に突入(高齢人口が総人口比率の14%超)しますが、2017年の公的部門による「長期介護2.0政策」の予算は約6億米ドルに達し、今後は年々に高まっていくと予想されます。台湾は市場の融通性や法律の柔軟性な



どのテストマーケティングの場としての機能を有しているため、国内外の事業者の新たなサービスモデルの創造につなげられ、シルバー世代に対する新たなビジネスチャンスを共に創り出すことが可能となります。

- ・ 台湾の優れた医療システムと確かな情報通信基盤を通して、モニタリングサービスプラットフォームや情報システムサービスなどのサポート環境の構築がスムーズに行うことが可能です。また、スマートな健康サービスプラットフォームも有利に展開することが可能となります。





リサイクル産業

政策のポイント

台湾の整った各産業のクラスターの優位性を活かし、廃棄物管理制度の改革とリサイクル技術の開発を積極的に推進し、資源利用過程での環境への影響を減らし、また、エネルギーと資源の利用効率を向上させ、安定的な経済成長と環境負荷低減のバランスという目標を目指します。

台湾では、政府主導で資源循環利用メカニズムを確立し、「廃棄物処理法」と「資源回収再利用法」を実施しています。更に、対象事業者の主管機関ごとに事業廃棄物再利用と再生資源再生利用管理規定の制定が求められています。

「新材料循環産業園区設置申請プロジェクト」:高付加価値の環境配慮型新材料の研究開発を推進するため、政府は高雄市に新材料開発の場とする新しい循環産業モデル園区用地を計画しました。

リサイクル技術および材料革新研究開発専区と現有的な科学研究と産業園区の新興素材研究開発システムを結合し、国の政策ニーズに応じて、ハイエンド素材国家チームを組織し、統合革新技術の研究開発と人材育成を行うことを目標としています。

ビジネスチャンスの共創

■ 新材料市場におけるビジネスチャンス

政府は、クリーンな製造プロセス及び生産のスマート化を推進しており、環境保護、安全、商品の高付加価値化を目標に掲げ、高付加価値新材料や、低炭素化エコ新素材の開発を進めています。海外事業者が、台湾への投資と提携、技術移転又は共同開発を通して、アジア・太平洋地域の新材料市場に進出することを歓迎いたします。

■ 優れた事業発展の場を提供

「全国循環専区実証プロジェクト及び新材料循環産業園区設置申請プロジェクト」により、政府は「循環経済産業園区」創設を長期的な重要事業に位置づけています。これら園区は海外事業者にとっても高付加価値なエコ新素材事業の新たな発展の場としても提供されます。

■ ハイテク製造プロセスの派生物からの精製ビジネスチャンス

台湾は、世界にとってハイテク部品輸出の重要拠点であるため、ハイテク製品製造プロセスからの廃材や化学品の副生成物が毎年大量に発生します。そのため、資源精製と回収・精製技術を有する海外事業者にとって、台湾へ投資のメリットの一つになります。

新農業

政策のポイント

台湾の農業においては、地球規模の気候変動、国際貿易の自由化、農業従事者の不足と高齢化、農業構造の硬直化などの内外環境の影響に加え、食品の安全性や消費者保護、環境の持続可能性などの問題が注目を集めています。2017年以降、農業委員会は「新農業革新推進計画」を推進しており、農家の所得向上と消費者への安全な農産物の供給を中核目標として、各種農業政策を継続しています。農家の福祉制度の改善、基礎環境の健全化、産業競争力の向上という3つの施政の主軸を通じて、産業構造のアップグレードを加速し、農産物の付加価値を高め、国内外における農産物の販売を拡大することで、農家の所得を向上させ、持続可能な農業の発展を目指します。

予想される効果:

- 2024年までに有機農業・環境にやさしい農業および生産・販売履歴のある耕作面積9万ヘクタールを達成します。
- 2024年までに農産物の年間輸出货量は230万トンを達成します。

ビジネスチャンスの共創

行政院農業委員会は新農業の発展を推進するために、台湾南部に農業バイオサイエンスパーク(以下農業バイオパーク)を建設し、233ヘクタールの構内で95.77ヘクタールの土地と90のバイオ標準工場を提供しています。現在までに土地リース率90%以上、工場リース率80%以上を達成しています。

農業バイオパークの拡充工事はすでに完了しており、165.41ヘクタールの土地拡充を完了し、93.80ヘクタールの工場用地と、6.38ヘクタールの実験農場(漁場)用地を追加しました。ソフト・ハードウェア設備と便利なサポートサービスを完備した、最良の工場設立地点を国内外の投資者(農業企業)に提供し、台湾の豊かな学術研究の成果と農業の川上・川下産業チェーンを効果的に連結して、国際市場における競争力を強化します。

防衛産業

政策のポイント

国防設備の調達、内需市場のアップグレードと更新により、造船、航空宇宙、情報セキュリティ産業を促進し、周辺機器、材料、電機等の関連メーカーによる最先端技術の研究開発への投資を促すことで、技術革新を達成し、メーカーの成長目標達成を支援します。

台湾企業と海外企業の防衛産業における交流と提携を促進し、企業と共に防衛産業発展のチャンスを開拓し、防衛産業のニーズに応じて、經濟部と科技部の資源を結合し、共同で防衛産業の発展を推進します。

国防産業クラスター発展の推進: 台中、高雄、桃園を拠点とした航空宇宙関連産業クラスター、高雄、屏東、宜蘭等の地方を拠点とした造船産業クラスター、台南沙崙を基地とした情報セキュリティ産業クラスターを推進します。

プロジェクト計画の推進: 政府は積極的に国防産業政策と第六期国家情報通信セキュリティ発展プランを計画しており、国防武器及び設備の国産化、調達、アップグレード等を通じ、国内の航空宇宙、造船、情報セキュリティ等の民間産業技術とサプライチェーンの発展を促進しています。

ビジネスチャンスの共創

■ 防衛産業発展への参画におけるビジネスチャンス

台湾は、既存の国防産業をベースに、海外の国防分野の研究機関、メーカー、投資家が、国防関連製品の研究開発、情報ソフトウェアやシステムの開発、産業サービスアプリケーションなどで台湾メーカーと協力し、台湾の産業発展においてビジネスチャンスを掴むことを歓迎しています。

■ 台湾の航空宇宙産業の発展におけるビジネスチャンス

台湾は「自国の軍機は自国で製造」政策と航空宇宙産業発展政策を通じて、軍民両用技術の開発と市場のビジネスチャンスを推進します。今後20年の間に、台湾はアジア太平洋地域において、航空宇宙部品製造や航空機整備の分野で重要な位置を占めることが期待されています。具体的な投資機会としては、先進航空製造技術・機器、複合材料製造技術・機器、航空宇宙MRO技術・運営拠点、飛行訓練学校、無人航空機の研究開発・製造・革新的応用サービスなどが挙げられます。

■台湾の造船産業発展におけるビジネスチャンス

台湾は「自国の軍艦は自国で製造」政策と、今後の洋上風力発電所建設の需要を通じて、軍民両用の船舶産業サプライチェーンの成長と産業規模の拡大を後押ししていきます。現在、台湾の造船業における生産額は年間20億米ドルを超え、台湾造船業におけるビジネスチャンスは年間33億米ドルを超えると推定されています。具体的な投資項目としては、先進船舶技術・機器、船舶用動力システム・部品の研究開発・製造、船舶用電気システムの研究開発・製造、水上・水中無人機の研究開発・製造、革新的応用サービスなどがあります。

■台湾の情報セキュリティ産業発展におけるビジネスチャンス

海外事業者が我が国のメーカーと先進的情報セキュリティ技術とソリューションの研究開発に共同で投資し、IoTクラウド環境において具体的なフィールド（例えばスマートシティ、重要なインフラ施設など）で共同実証実験を行い、情報セキュリティ製品と技術の発展を速めることを歓迎いたします。2025年までに、台湾の情報セキュリティ産業の生産額は780億新台湾元に達することが見込まれます。



半導体産業

政策のポイント

台湾の半導体産業クラスターは整っており、IC設計業、IC製造業（ウェハー代理製造、メモリおよびその他チップ）、ICパッケージング・テスト産業、川上のIC設備産業とIC材料産業を網羅しています。そのうち、ウェハー代理製造とICパッケージング・テストの生産額は世界第1位、IC設計の生産額は米国に次いで第2位となっています。このため、台湾は世界で最も密集した先進技術を持つ半導体生産拠点として、半導体産業の高度化と新たな経済革新を実現し、デジタル時代の発展する契機を把握するべく、すでに半導体産業を国家発展の重要項目と位置づけています。

台湾の半導体政策は、半導体の異領域間提携拡大に重点を置き、半導体チップを5+2産業革新の共通の基盤と見なしており、チップ設計と半導体技術を通じた5+2産業革新とモノのインターネット（IoT）の連結と応用の推進には、チップ設計と半導体技術を必要とします。台湾は半導体産業を情報通信および家電製品から、グリーンエネルギー、スマート機械、農業、バイオメディカル、電動自動車等のイノベーション産業にさらに拡大して導入することを目指すと同時に、そこへ導くために、半導体を台湾産業革新研究開発計画の10つの重点の一つに位置づけています。

ビジネスチャンスの共創

■新素材の需要が引き続き拡張

台湾のIC産業は約300社もの企業を有しています。2018年には半導体材料購買額が110億米ドルに達し、世界最大の半導体材料バイヤーとなりました。IC生産額の持続的な成長予想に伴い、新素材や設備に対するニーズも成長し続けています。



■半導体材料におけるビジネスチャンスとなる具体的項目：

現在台湾では、IC製造用ハイエンドフォトレジスト、金属製ターゲット、コーティング剤および特殊製造プロセス反応性ガス、ICパッケージングのワイヤボンディング、封止材料とアンダーフィルなどをすべて海外から輸入しています。IC業者は、海外メーカーが台湾で生産を行うことで、関連材料の供給リスク抑制につながることを期待しています。また、台湾では7nmのIC製造プロセスがすでに量産体制に入り、かつ5nmのIC製造に向けて邁進中であるため、さらにハイエンドのIC製造とパッケージング材料が必要となり、海外メーカーとの連携強化が望まれています。

■半導体設備需要も拡張を続ける

台湾はウェハー製造およびアドバンスト・パッケージングテストの世界的重要拠点です。2019年の設備調達額は171億米ドルに達し、世界第1位の設備調達市

場となっています。台湾では、ロジックウェハー代理製造とアドバンスト・パッケージング等のプロセスへの継続的な投資により、今後2年間における、設備投資額の増加が見込まれています。

■半導体産業の具体的な設備ニーズは次の通りです：

12インチウェハー製造設備とアドバンスト・パッケージング再配線層設備が主な需要であり、海外企業による投資を歓迎しています。

- ウェハー前工程設備：化学的および物理的気相成長、ドライエッチング、フォトリソグラフィ、化学機械研磨ウェットプロセス、光学・欠陥検査等の設備。
- アドバンスト・パッケージング再配線層プロセス設備：フォトリソグラフィ、ドライエッチング、化学的および物理的気相成長、化学機械研磨、電気銅めっき等の設備。

サービス業

政策のポイント

■台湾政府による戦略的サービス業の発展促進

政府は「戦略的サービス業投資強化推進計画」を推進しています。行政院国家発展基金が約100億台湾元を予算に組み入れ、投資専門管理企業の共同出資と合わせて「戦略的サービス業」へ投資しています。本計画は2013年に10年間の投資期限を設けて実施を開始しました。対象事業に対する政府基金の投資額は1億台湾元を上限とし、政府の持ち株比率上限は当該対象事業の払込資本金額の49%としています。サービス業の就業者増加、国際化とハイテク化をサポートすることで、輸出拡大と生産額の増加を実現することを目的としています。

戦略的サービス業には、情報サービス業、中国語eコマース、デジタルコンテンツ、クラウドコンピューティング、MICE産業、飲食産業国際化、国際物流、介護、デザインサービス業、フランチャイズ小売業、観光業、エネルギー技術サービス業、及びその他所管機関がプロジェクト認定したサービス業が含まれます。

■ デジタルフレンドリーな環境がスマートサービス産業の発展を加速

政府の推進する「数位国家・創新經濟發展方案（デジタル国家・イノベーション經濟發展計画）（2017-2025年）」（略称DIGI+）は、優れたデジタル国家となることによって新たな經濟のエコシステムを創りだし、サービス産業の革新的な發展の基礎づくりを進めるものです。

DIGI+計画の柱の一つとして、企業がスマート・ライフ・サービスプログラムを開発することを奨励し、シェアリングエコノミー向けのソリューションやビジネスモデルを作り出すインセンティブになっています。

ビジネスチャンスの共創

■ デジタル經濟

台湾はハード・ソフト面ともに情報通信のインフラが整っており、グローバル企業がデジタル經濟をめぐるスマートサービス事業を發展させるための市場と実験環境を提供しています。

- 2020年までに、デジタル經濟がGDPに占める比率は20.5%（1,100億米ドル規模）から25.2%（1,600億米ドル規模）まで成長することが見込まれます。
- ソフトウェアの生産高は300億米ドルから567億米ドルへ、1倍の成長を遂げることが予想されます。
- 市民のデジタル生活サービス使用普及率は2020年には60%に達し、国別情報力ランキングでは世界第12位になることが予想されます。優れたブロードバンド環境を見てみると、ブロードバンドサービスは2020年に現在の100Mbpsから10倍速の1Gbpsとなり、サービスカバー率は90%に達し、かつ經濟的支援が必要な家庭でも帯域幅10Mbpsが保証され、巨大なデジタルサービス市場が生まれます。

■ eコマース

テクノロジーの發展に伴い、インターネットと現実世界はますます境界線が曖昧になり、人々の購入手段も多様化しています。これを機に国内外における電子商取引を促進し、国境を越えたビジネスチャンスをマッチングします。

■ 物流

インターネットショッピングの広まりにより、物流需要はますます高まっています。台湾には効率がよく便利な物流サービス能力があることから、海外企業も台湾の地理的・産業的優位性を活用することで、アジア太平洋地区の物流ネットワークの強化が期待できます。

■ グルメの国際化

台湾の外食産業の發展を促進し、そのイメージと国際的な位置づけを確立して、多様なマーケティング手法で国内外の観光客を引き付け、台湾における飲食の特色を強調することで、国際的な外食業者との連携と交流を促進し、外食サービスのビジネスチャンスをより多く創出します。

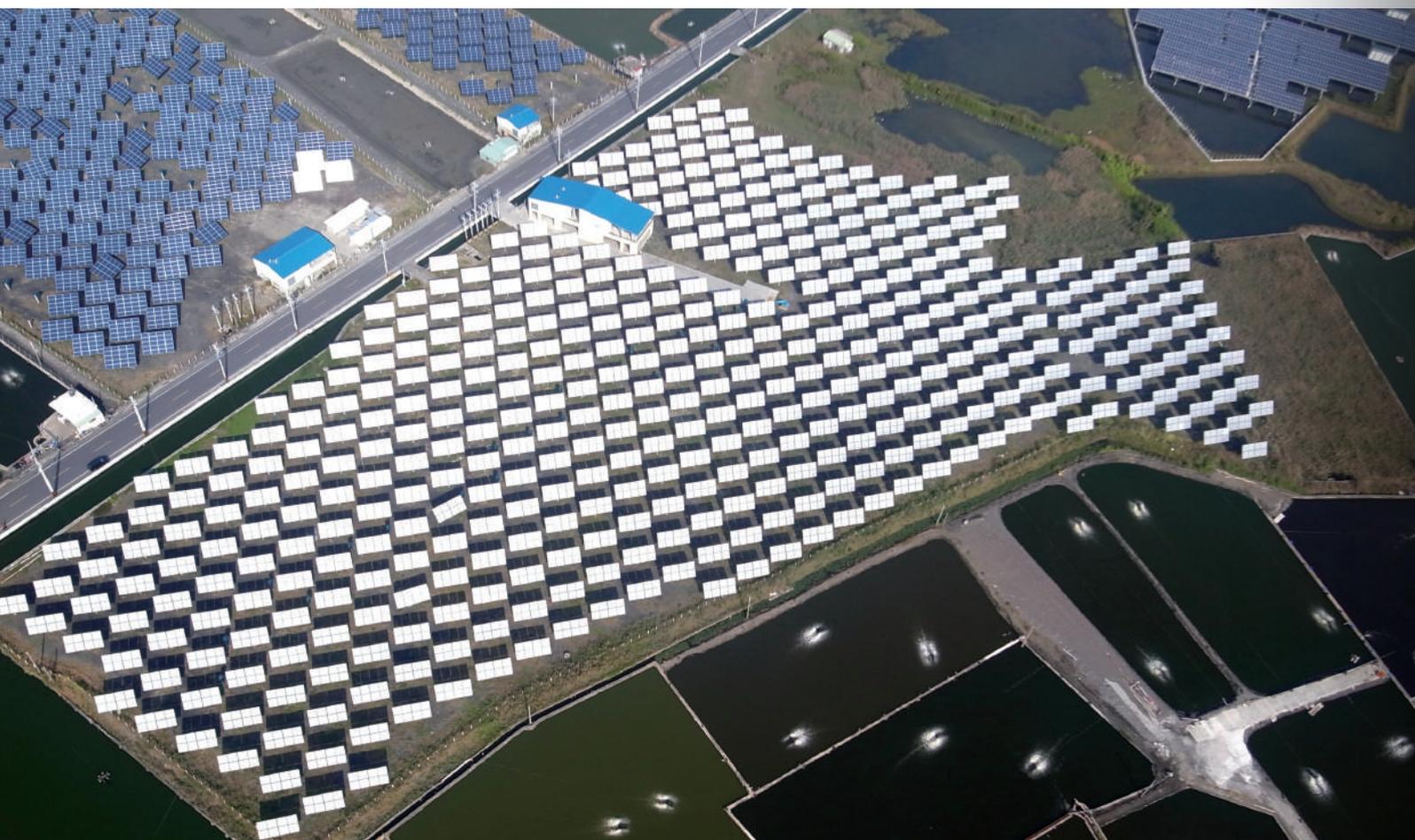
■ 介護・ヘルスケア

台湾は半導体製造や情報通信テクノロジー産業に強固な基盤を持ち、また優れた医療サービスや専門人材を備えています。海外事業者が台湾の強みを活用し、台湾の戦略的パートナーとなることで、業界を超えた資源の整合を通して、スマートヘルスケアの巨大なビジネスチャンスを掴むことができます。

■ 余暇・レジャー

台湾ではLohas（ロハス：健康で持続可能な生活様式、またこれを重視する生活様式）が徐々に人々の間に浸透し、ロハスに関連するショッピング、余暇及び飲食をコンセプトにしたアウトレット商業施設が急速に發展しています。台湾の新たな余暇生活をめぐるビジネス機会に関して、海外事業者による投資または台湾企業との提携投資が望まれています。





前瞻基礎建設計画

将来の台湾経済発展ニーズを見据え、国内外の新産業、新技術、新生活の動向に対応し、地域全体の発展と地域間のバランスを促進するため、政府は「前瞻基礎建設計画」を積極的に進めています。これには、安全性と迅速性を確立する「軌道インフラ」、気候変動に対応する「水利インフラ」、環境の持続可能性を促進する「環境インフラ」、スマート国家を構築する「デジタルインフラ」、地域間バランスを強化する「地方の都市インフラ」、および「少子化対策と育児支援の空間インフラ」、「食の安全インフラ」、「人材育成と就業促進インフラ」など8項目のインフラが含まれ、台湾の将来30年の発展の基礎を築きます。

本計画は、政府が先導して景気を刺激し、台湾経済の構造転換と高度化を加速し、国の長期的な競争力を押し上げ、国民のために幸せな未来予想図を描くものです。さらに、インフラ拡大の推進成果を全国民と共有することで、未来の新しい台湾を創造します。計画期間は計4年で、3期に分けて政府は計4,200億元を予算に計上しています。今後4年の実質国内総生産（GDP）は4,705億元増加し、実質的貢献としてGDPを平均で毎年0.1パーセント増加する見込みです。そのうち、第1期は2017年9月から2018年12月で、予算は1,071億元です。第2期は2019年1月から2020年12月で、予算は2,229億元です。

前瞻基礎建設

インフラ項目	第1期経費	第2期経費	重点建設	目標
環境インフラ	80億元	114億元	太陽光発電、風力発電、沙崙グリーンエネルギーサイエンスシティなど、関連する研究開発と長期発展の基地を建設。	台湾をアジアのグリーンエネルギー産業発展の重要拠点とする。
デジタルインフラ	159億元	272億元	国内の超広帯域無線ネットワーク社会の推進に関するインフラを加速。	2025年のデジタル経済はGDPの29.9%を占め、デジタルコンテンツ産業を兆元規模の産業へと押し上げる。
水利インフラ	251億元	582億元	治水、給水、親水のインフラを加速。	将来、水不足や浸水がなく、おいしい水を飲むことができ、水に親しめる良好な環境を創造する。
軌道インフラ	166億元	416億元	「高鉄と台鉄の連結網推進」、「台鉄の高度化と東部サービスの改善」、「鉄道立体化または通勤列車の高速化」、「都市のMRT推進」、「中南部観光鉄道」など五大主軸の軌道インフラを推進。	調和的かつシームレスで、産業のチャンスと観光の魅力を合わせ持つ基幹軌道輸送サービスを創造する。
地方の都市インフラ	350億元	720億元	駐車場問題の解決、道路品質の向上、「地方都市の心」事業、ローカル型産業パークの開発、文化的生活圏の構築、キャンパスのコミュニティ化、公共サービス拠点の整備、レジャー・スポーツ環境整備、台3線を軸にした客家ロマンチック街道、原住民族集落の整備など十大事業。	公共環境の品質を高め、地方都市のバランスの取れた発展を促進し、人々の生活条件を改善し、国全体のイメージを高める。
少子化対策と育児支援の空間インフラ	20億元	22億元	幼児保育の公共化を拡大、0-2歳児保育の公共化を推進し、育児しやすい空間を創造。	育児しやすい空間を作り、女性の就業に際する障害を減らし、少子化の危機を回避する。
食の安全インフラ	3億元	5億元	現代化した食品・薬品に関する国家級の実験ビルと教育研修ビルを建設し、通関検査管理システム機能を向上、衛生機関の食品安全検査能力と中央政府機関の食品安全検査能力を強化。	検査能力を高め、安全管理システムを整備し、我が国の食の安全性を高める。
人材育成と就業促進インフラ	42億元	98億元	グローバルな産学連携、青年科学技術イノベーション・起業基地の構築、重点産業のハイレベル人材の育成と就業、若い研究員の育成、リーダー研究者アシスト及び職業技術校の実習環境整備などの計画を推進。	国際的なモデルとなるベンチャークラスターを構築し、グローバル人材が台湾で発展するよう導き、我が国のイノベーション・起業エコシステムを世界と連動させる。



動力

原動力・ 優れた競合条件

台湾は外資企業が投資するのに、最適な国であり、友好的な租税法制度、優遇された奨励措置の提供、高い質の人材資源、安定した金融市場を有しており、また様々な産業発展専門エリアを設置し、外資企業の投資需要を十分に満たしています。



租税制度 透明性があり友好的

台湾の租税制度は欧米諸国に類似し、分税立法（個別の税目ごとに個別の法律を制定）を採用し、税金の徴収について明確に法律で定められていて、税金申告プロセスは簡便です。全面的な租税制度協定の方面では、すでに32の国と租税協定を締結し、外国人が台湾で投資とビジネスをするための便宜を図っています。台湾は2002年にWTO（世界貿易機関）に加盟した後、WTOの規定に従い関連法規を修正し関税課税の基準とし、平均的な税率と実質税率も年々下げています。全体的に台湾の税制環境は良好であり、そして審査は公正で透明性があり、納税義務者に完全な保証を与えています。

台湾の租税体制

国税	所得税、事業税、物品税、関税、遺産相続税、贈与税、有価証券取引税、先物取引税、タバコ・酒税、特種貨物および労務税
地方税	地価税、土地増値税、家屋税、土地税（田賦）、契約税、娯楽税、印紙税、鑑札使用税

営利事業所得税

運営本部が台湾にある営利事業者（外資企業の台湾子会社を含む）は、台湾国内外すべての営利所得に対して、営利事業所得税が連結課徴されます。ただし、台湾国外での所得であり、すでに当該所得源泉国の税法規定に基づいて所得税を納付した場合、納税義務者の納付すべき税額からこれを控除することができます。控除金額は、その国外所得を加えて台湾の適用税率で計算した納付すべき税額の増加分を超えてはなりません。

運営本部が台湾国外にある営利事業者（外資企業の台湾支店など）の台湾源泉所得は、台湾国内の営利事業所得とみなし、「所得税法」の規定に基づき営利事業所得税が課せられます。

2020年からの営利事業所得税税率

課税所得額区分（元）	現行税率
120,000元以下	免税
120,000元以上	課税所得額全額に20%を課す。ただし納付すべき税額は課税所得額から12万円を差し引いた金額の半分を超えてはならない。

■ ミニマムタックス制度

営利事業が租税減免措置の適用を受けている場合、または証券もしくは先物取引で得た利益に対しては、ミニマムタックスを申告しなければなりません。2013年からは、営利事業が3年以上持っている株を売却して得た所得は同じく三年以上保持している株の損失を差し引いた後、差額がプラスになるものは、その額の半分は当年度の証券取引所得に計算されます。ただし、台湾に固定の運営場所および事業代理人がない営利事業の場合、ミニマムタックス制度は適用しません。

基本税額の計算方式

$$\text{基本税額} = [(\text{所得税法で算出された課税所得額} + \text{各種減免対象の所得額}) - 50\text{万円}] \times 12\%$$



個人総合所得税

■ 居住者に対する課税方法

台湾国内に住所を有しかつ常時居住する個人、または台湾国内に住所を有しないが、1課税年度内に台湾国内に合計183日以上居留していた者は、次年度の5月1日から5月31日（休日の場合は順延）までに前年度総合所得税の確定申告をしなければならず、また配偶者および扶養親族の所得、免税額および控除額も合算申告する必要があります。

総合所得税は累進税率を採用

所得額区分(元)	税率	累進差額(元)
0~540,000	5%	0
540,001~1,210,000	12%	37,800
1,210,001~2,420,000	20%	134,600
2,420,001~4,530,000	30%	376,600
4,530,001以上	40%	829,600

註：新規総合所得税の最高税率段階は40%とする。



2016年1月1日から、建物と土地の合併税率制度を実施しています。個人の建物土地の売買は分離式課税方法を採用し、所有期間が長ければ長いほど税率が低くなります。

居住者		非居住者	
所有期間	税率	所有期間	税率
所有期間≤1年	45%	所有期間≤1年	45%
1年<所有期間≤2年	35%		
2年<所有期間≤10年	20%	所有期間>1年	35%
所有期間>10年	15%		
本人が住む家土地	10%		

■ 株式配当所得課税の新制度

2018年1月1日より施行された株式配当所得課税の新制度では、個人居住者が株式配当金または剰余金を得た場合、総所得金額と合算して累進税率を適用し、株式配当所得金額の8.5%で控除可能な税額を計算するか（各申告単位ごとに8万円が上限）、または28%の税率で分離して税額を計算し、連結申告するかを選択できます。

■ 給与所得の計算方法

2019年1月1日より、個人の給与所得計算は、給与収入から定額の給与所得特別控除額を差し引くか、3つの必要経費（業務用被服費、訓練費、業務用工具費）を申告する（各項目の控除可能額は給与収入の3%まで）かを選択できます。

■ 非居住者の課税方式

台湾に住所がなく、一課税年度において台湾居留期間が183日未満である場合は「非居住者」とみなされます。非居住者が源泉徴収の範囲に属する所得を得た場合、一定比率の税率（多くの場合20%）の源泉徴収で納税完了しなければなりません。非居住者一課税年度において台湾居留期間は90日未満で、台湾国外の雇主から得た報酬は台湾源泉の所得とはみなされません。

■ ミニマムタックス制度

個人の居住者は、投資税額控除、海外所得または追加分の各種税額減免を受けられます。基本所得額が670万円を超える場合は、申告単位を事業者とし、所得基本税額を申告する必要があります。個人が非居住者である、または居住者であるが上記に該当しない場合、ミニマムタックス制度は適用されません。

租税協定

「所得税法」により、台湾国内に居住しない個人及び台湾国内に固定営業場所を持たない営利事業者の台湾源泉の株式配当金、利息、ロイヤルティーについてはそれぞれ21%、15%（または20%）、20%の所得税が源泉徴収されます。

台湾は現在、32ヶ国と租税協定を締結し、発効しています。配当金、利息、ロイヤルティーの源泉徴収率は右記の通りです。

営業税

台湾国内における物品または労務の販売及び物品を輸入する行為は、すべて規定に基づき営業税が課されます。また台湾国内に固定営業場所を持たない外資企業が一年以内において台湾国内で展示会への参加或いは出張、視察、市場調査、企業誘致や販売説明会等のビジネス活動において、物品または労務を購入して支払った付加価値型営業税については、母国と台湾の相互に同等の待遇を受けられる関係にある場合、税金の還付を申請することができます。

付加価値型営業税	企業の各段階に置ける販売行為において、売上税額が仕入れ税額を超える差額部分に対する課税。ゼロ税率適用及び免税項目以外は、現行の付加価値型営業税を適用し、その税率は5%とする。
非付加価値型営業税	徴収範囲は金融業、特殊飲食業、小規模事業者及び財政部の規定する売上高の申告が免除されている事業者などを含んでおり、売上高総額に基づき課税される。売上税額は控除できない。売上高から算出する営業税の税率は、最高25%で最低0.1%。ただし一部の業種は規定により付加価値型営業税への変更を申請することができる。

特種貨物および労務税

「特種貨物および労務税条例」に規定がある特殊貨物および特殊労務については、台湾における販売、生産、または海外からの輸入であるかにかかわらず、別途法に規定のある場合を除き、10%の特別貨物および労務税を徴収しなければなりません（特殊物品が不動産に属する部分は2016年1月1日から徴収を停止）。

貨物税（物品税）

「貨物税条例」で定められた貨物は、国産品・輸入品を問わず、法律に別途規定があるものを除いて、全て本条例に準じて貨物税が徴収されます。これは物品の種類によって適用される税率が異なります。

基本所得額＝ 総合所得の純額 + 海外所得（100万円未満の場合は計上を免除）+ 受益者と被保険者が異なる生命保険および年金保険給付（全世帯全年の死亡給付合計が3,330万円以下の部分は計上を免除）+ プライベートファンド受益証券取引所得 + 非現金寄付額

基本税額＝（基本所得額 - 670万円）× 20%

国別	項目		
	配当金 (%)	利息 (%)	ロイヤルティー (%)
租税協定未締結の国	20	15,20	20
ヨーロッパ			
オーストリア	10	10	10
ベルギー	10	10	10
デンマーク	10	10	10
フランス	10	10	10
ドイツ	10,15	10,15	10
ハンガリー	10	10	10
イタリア	10	10	10
ルクセンブルグ	10,15	10,15	10
北マケドニア (旧「マケドニア」)	10	10	10
オランダ	10	10	10
ポーランド	10	10	3,10
スロバキア	10	10	5,10
スウェーデン	10	10	10
スイス	10,15	10	10
イギリス	10	10	10
アジア			
インド	12.5	10	10
インドネシア	10	10	10
イスラエル	10	7,10	10
マレーシア	12.5	10	10
シンガポール	40 (See Note)	Undecided	15
タイ	5,10	10,15	10
ベトナム	15	10	15
日本	10	10	10
オセアニア			
オーストラリア	10,15	10	12.5
キリバス	10	10	10
ニュージーランド	15	10	10
アメリカ大陸			
カナダ	10,15	10	10
パラグアイ	5	10	10
アフリカ			
ガンビア	10	10	10
セネガル	10	15	12.5
南アフリカ	5,15	10	10
エスワティニ	10	10	10

出所：財政部国際財政司

註：株式配当金の税額は、株式配当金を給付する企業の納付すべき営利事業所得税と合わせて、株式配当金を分配する企業の課税所得額の40%を超えてはならない。「納付すべき営利事業所得税」には、経済発展の促進を目的として制定された法律に基づいて減免される営利事業所得税を含む。

関税

現在、輸入貨物の価格評価及び税率の分類を含む台湾の関税システムは、WTOの関税評価協定及び世界税関機構（World Customs Organization, WCO）の「商品の名称および分類についての統一システムに関する国際条約」（略称HS条約）などの規定に基づいています。台湾の関税は、従価税を主とし、従量税及び従価・従量選択税で補完しています。従価税が課される輸入貨物の課税価格の決定は、取引価格を原則としています。取引価格とは、輸入貨物が輸出国から台湾に販売される過程で、実際に支払ったまたは支払われるべき価格を指します。

たばこ税、酒税

たばこ税・酒税は国内生産出荷時或いは海外からの輸入時に徴収します。また、たばこ製品は他に健康福利付加税を徴収します。

遺産相続税及び贈与税

定期的に台湾内に居住している国民で死亡時に財産を残した者は、その台湾国内外の全遺産及び贈与した財産について、遺産相続税及び贈与税が徴収されます。非定期的に台湾国内に居住している台湾国民及び台湾国民でない者は、その台湾内の遺産および贈与した財産にのみ、遺産相続税および贈与税が徴収されます。

被相続人が死亡して財産が遺された場合、納税義務者は被相続人が死亡した日から6ヶ月以内に遺産税の申告を行う必要があります。

被相続人の遺産税免税額は1,200万新台湾元です。また、被相続人の台湾国内での投資が、「華僑回国投資其経審定之投資額課徴遺産税優待辦法（認可された華僑帰国投資額の相続税徴収における優遇規則）」の規定を満たす場合、遺産のなかで審査認定を経た投資額部分については、遺産および贈与税法が定める評価額に基づいてその半分を控除額とし、遺産税が免除されます。

相続税

遺産純額（新台湾元）	税率	累進差額（新台湾元）
50,000,000以下	10%	0
50,000,001-100,000,000	15%	2,500,000
100,000,001以上	20%	7,500,000

贈与税の納税義務者は贈与者になります。贈与者一人当たりの毎年の免税額は220万新台湾元です。免税額を超過する贈与行為が発生した後30日以内に贈与税の申告を行う必要があります。

贈与税

課税贈与純額（新台湾元）	税率	累進差額（新台湾元）
25,000,000以下	10%	0
25,000,001-50,000,000	15%	1,250,000
50,000,001以上	20%	3,750,000

証券取引税

企業の発行する株券、企業債権、政府の許可を得て募集されたその他の有価証券を売買した場合、当該証券を売却したものは、当該取引価格に基づいて、証券取引税を納めなければならない。

ストック取引税

台湾国内の先物取引所において、先物取引を行った売買双方は、ストック取引税を納めなければならない。

地方税の紹介

税別	説明
地価税	台湾で地価が公示された土地は全て、法律の規定により田賦（土地税／現在は課税停止）を徴収されるほか、地価税も徴収されなければならない。
土地増値税	台湾で地価が規定されている土地の所有権が移転される際、その値上り総額に基づいて土地増値税が徴収される。
家屋税	家屋税は、中華民国（台湾）の土地の上にある家屋、およびその家屋の使用価値増加にかかわる建築物を対象に課税徴収される。
契約税	不動産の売買、抵当権設定、交換、贈与、分割あるいは占有による所得権取得者は、契約税を申告・納付しなければならない。
印紙税	「印紙税法」が定める各種証券で、中華民国（台湾）領内で作成された物は、同法に従って印紙税が課税徴収される。 多国間で作成された文書の場合、いずれかの契約国が中華民国（台湾）領内で契約締結した時には、法律に従って印紙税が課税徴収される。
鑑札使用税	台湾で公共の水・陸道路を使用する交通手段については、公用、自家用または軍用を問わず、すべてその他の関連する法律に基づき、許可を取得し、手数料を納付する場合を除き、すべて鑑札使用税が課される。
娯楽税	台湾で特定娯楽営業所、娯楽施設或いは娯楽活動で販売された入場券に娯楽施設使用税が課される。もし入場券を販売せず、ほかに飲料品もしくは娯楽施設を提供した場合は消費額で娯楽税が課される。

出所：財政部税賦署（<http://www.dot.gov.tw>）

優遇措置 有利なインセンティブ

国内外の投資者による台湾での投資を奨励するため、さまざまな優遇措置を提供し、企業の研究開発支出に対して所得税の減免と研究開発補助等を提供します。また、サイエンスパーク、科学技術産業パーク、農業テクノロジーパーク、フリー・トレード・ゾーン（自由貿易港区、FTZ）を設置し、投資に有利な条件により、企業の運営コストを低減させます。

租税優遇措置

サイエンスパークの事業、科学技術産業パーク内の事業、農業テクノロジーパーク内の事業、保税工場、保税倉庫、物流センター、フリー・トレード・ゾーン（自由貿易港区、FTZ）事業等には、下記の租税インセンティブがあります。

間接租税インセンティブ	科学技術産業パーク	サイエンスパーク	農業テクノロジーパーク	保税工場	保税倉庫	物流センター	フリー・トレード・ゾーン
国外からの輸入原料、機械設備		〈徴収免除〉 輸入関税 貨物税（物品税） 営業税 貿易推進サービス料				〈徴収免除〉 輸入関税 貨物税（物品税） 営業税 たばこ税・酒税 たばこ製品健康福利付加税 貿易推進サービス料 商業港サービス料	-
運営のために国外から輸入する商品							免徴 〈徴収免除〉 関税 貨物税（物品税） 営業税 貿易推進サービス料 商業港サービス料 たばこ・酒税 たばこ健康福祉追徴金 (準備期間にも適用)
国外から輸入の燃料、材料、半製品		〈徴収免除〉 輸入関税 貨物税（物品税） 営業税 貿易推進サービス料				〈徴収免除〉 輸入関税 貨物税（物品税） 営業税 貿易推進サービス料 商業港サービス料	-
国外から輸入する自用機械と設備		〈徴収免除〉 輸入関税 貨物税（物品税） 営業税 貿易推進サービス料		〈徴収免除〉 輸入関税 貨物税（物品税） 営業税 貿易推進サービス料			免徴〈徴収免除〉 関税・貨物税・営業税・貿易推進サービス料・商業港サービス料免除（準備期間にも適用）
物品/労働力の国外輸出							営業税ゼロ税率かつ貨物税（物品税）免除
課税地域から購入した原材料、燃料、半製品、機械設備							営業税ゼロ税率かつ貨物税（物品税）免除
営利事業（中華民国内で準備または補助の性質の活動に従事する者に限る）のフリー・トレード・ゾーン（自由貿易港区、FTZ）内における物品の調達、輸入、保管または輸送							物品販売の所得に対する営利事業所得税の免除

その他優遇

類別	優恵説明
研究發展	<p>「産業革新条例」第10条の規定に基づき、会社、有限責任事業組合または中小企業のイノベーション研究開発投資に対する奨励として、最近3年以内に環境保護、労働者、食品安全衛生に関連する重大な法律違反行為がない会社や有限責任事業組合が研究開発投資のために支出した場合、「支出金額の15%、当年度」または「支出金額の10%、3年以内」のいずれかの方法で営利事業所得税の納付額を当年度の納付すべき営利事業所得税の30%を上限として減免する。</p> <p>台湾の個人、会社または有限責任事業組合が、自ら研究開発して所有する知的財産権の譲渡または授權したことにより、取得した収益の範囲内において、当年度の研究開発に関する支出額の200%相当額を、当該年度の課税所得額から控除できる。本項の倍額控除と前項の投資控除の規定はいずれかを選択して適用する。</p>
バイオテクノロジー 新薬産業	<p>バイオ新薬会社は研究開発と人材育成に対する支出の35%を上限として、営利事業所得税を納めなければならない年より起算して5年以内の期間、各年度の納めるべき営利事業所得税から控除することができる。当該年度の研究開発又は人材育成支出が前二年度の平均額を超えた場合、当超過部分の50%は控除でき、当該生物化学新薬企業の当年度の営利事業所得税額の50%を上限として控除できる。ただし、最終年度の控除金額はその限りではない。</p> <p>営利事業がバイオ新薬会社の新規設立或いは拡張に投資し、当該バイオ新薬会社の記名株式を3年以上所有し、当該株式購入金額の20%を上限として、営利事業所得税を納めなければならない年より起算して5年以内の期間、各年度の納めるべき営利事業所得税から控除することができる。</p> <p>バイオ新薬会社のハイレベル専門員または技術投資家が技術株として取得した新規発行株式或はストックオプション証明書により購入した株式（購買価格は額面価格を下回る）については当該ハイレベル専門員または技術投資家の当該年度総合所得額として課税計算されない。ただしこの株式を譲渡、贈与または遺産として分配した場合、当該年度の収益とみなし、取得原価を控除した後の残額に所得税が課せられる。</p>
インフラ建設への参加	<p>民間機構が大型公共事業へ参加した場合、営利事業所得税の5年間免除、投資控除、国内で製造供給されていない建設機械の輸入に対する輸入関税の免除が適用できる。</p> <p>重大なインフラ建設に参加する民間機構が建設、運営期間において直接使用する不動産に課される地価税、家屋税、不動産取得時に課される契約税には、減免を適用できる。</p>
観光産業	<p>会社組織による観光産業は、国際観光の振興プロモーション関連の費用支出額の10~20%を限度として、当該年度に納めるべき営利事業所得税を控除することができ、当年度内に控除ができない場合はその後4年以内に控除することが出来る。毎年の控除額は当年度の営利事業所得税額の50%を上限として控除できる。ただし、最終年度の控除金額はその限りではない。</p> <p>観光・レジャー業、観光旅館業および旅行業は、観光政策に対応し、サービス品質を高め、中央管轄官庁の承認を受けた場合、その運営期間中、自社利用する不動産の地価税、家屋税を適切に減免できる。</p>
映画製作業	<p>営利事業が、一定規模の映画製作業の設立または拡大のために投資を行った場合、設立時の発行株または映画作成業が映画を作成するにあたって発行した記名株式を3年間所持した場合、当該株式の取得に際して支払った金額の20%を限度として、当該映画製作業の記名株式の株主となった年の第4年度から第5年度までの間の隔年の営利事業所得税額から控除することができる。</p>
国外企業に支払う 使用料の所得免除	<p>所得税法第4条第21号に基づき、国外から導入する新製造技術または製品、あるいは製品の品質向上または製造原価の低減のために、外国営利事業が所有する特許権、商標権または各種特別許可を得た権利を使用する場合、政府の所轄機関の認可を受けたものについては、当該外国営利事業に支払うロイヤルティにかかる所得税が免除される。</p>
新都市の開発	<p>「股份有限公司」(株式会社)の新都市への建設投資は、その投資総額の20%を限度として、当該年度に納めるべき営利事業所得税を控除することができ、当年度内に控除ができない場合はその後4年以内に控除することが出来る。新都市土地計画整理完成より第6年から第10年の間に投資建設をした場合は、優遇控除額は半額となり、11年目から優遇はない。</p> <p>租税減免適用地区に定められており、かつ業務内容が新都市の発展に有利な産業に該当する「股份有限公司」(株式会社)は、業務開始後、その投資20%を限度として、当年度に納めるべき営利事業所得税を控除することができ、当年度内に控除ができない場合はその後4年以内に控除することが出来る。地区の制定より第6年から第10年の間に投資建設をした場合は、優遇控除額は半額となり、11年目から優遇はない。</p> <p>株式会社が計画都市建設に投資する場合、施工期間の地価税を免除する。</p>
都市再開発	<p>実施者が「股份有限公司」(株式会社)組織の都市再開発事業部門であり、所轄機関により都市再開発を実施すべきと定められたまたは変更された地区で都市再開発事業に投資する場合、その投資総額の20%を限度として、当該都市再開発事業計画完了年度に納めるべき営利事業所得税を税額控除することができ、当年度内に控除しきれない場合、その後4年以内に控除することができる。毎年の控除総額は当該会社が当年度納めるべき営利事業所得税額の50%を上限とする。ただし、最終年度の控除金額はこの限りではない。</p> <p>都市更新条例の規定により所轄機関または同意を経たその他機関(機構)が自ら実施する事業で、公開募集を経て股份有限公司(株式会社)が資金提供と都市再開発事業実施のサポートを行い、都市再開発事業計画書または権利変換計画書に権限責任委譲及び都市再開発事業実施サポートの内容が明確に記載されている場合、当該会社は都市再開発事業実施の支出について上述の投資控除の規定を準用することができる。</p>

類別	優惠説明
国内で生産されていない製造機械設備の輸入	海外から台湾国内でまだ生産製造されていない機械設備を輸入し、かつ經濟部によりそれが事実であることが証明された場合、輸入関税が免除となる。
雇用の増員	経済景気指数が一定である状況において、中小企業が一定人数の社員を増員し、かつ企業全体としての給与支払額を増額した場合、毎年台湾国籍の社員を増員することによって増加した支払い給与金額の130%を上限として、増員当年度の営利事業所得額から控除することができる。
	中小企業が台湾国籍で年齢が24歳以下の社員を増員する場合、毎年増員で増加した支払い給与金額の150%を上限として、増員当年度の営利事業所得額から控除することができる。
社員給与の増額	経済景気指数が一定である状況のもとにおいて、中小企業が一般社員の平均給与を増額した場合、中華民国国籍を持つ社員に対して、法定基本給の調整によらない要素により増額され実際に支払われた給与部分の130%までの額を、当該増額が行われた年度の営業事業所得額より控除することができる。ただし、雇用の増員により増額した給与金額に関して前記の規定を適用している場合、本規定を重複して適用することはできない。
社員報酬株式	産業革新条例第19条の1の規定に基づき、企業の従業員が報酬として株式の基本給付（報酬として社員に給付された株式、社員が現金で買い取った株式、企業が外部から買い戻して社員に支給した株式、社員の株式引き受け権証書、社員のみでの買い取りとする新株式等）を取得した年度において、時価500万円の限度額内で、実際の譲渡時、実際の譲渡価格により所得税を計算することを選択できる。また、株式取得日より、社員が当該株式を所有し、かつ同企業に2年以上勤務している場合、「取得時の市場価格」または「実際の譲渡価格」のうちいずれか金額が少ない方を対象として課税を計画できる。
知的財産権を対価とする株式取得	産業革新条例第12条の1の規定に基づき、台湾の個人、会社または有限責任事業組合は、知的財産権を対価として会社の株式を取得できる。投資する会社が上場・店頭会社または上場店頭準備登録会社（興櫃公司）であるかに関わらず、実際の譲渡時、譲渡価格によって所得税額を計算することを選択できる。株式を保有し、かつ株式発行会社の知的財産権の応用に関する役務の提供を累積して2年間行った者については、「株式取得価格と実際の譲渡価格」のいずれか低い方に課税する規定が適用される。
	産業革新条例第12条の2の規定に基づき、台湾の学術研究機関が自ら研究開発して所有する知的財産権を対価として会社の株式を取得し、台湾の創作者に分配した場合、当該創作者は実際の譲渡時、譲渡価格によって所得税額を計算することを選択できる。株式を保有し、かつ台湾国内において産業、学術または研究機関に勤務し、研究開発に累積して2年間従事した者については、「株式取得価格と株式譲渡価格」のいずれか低い方に課税する規定が適用される。
	中小企業や個人が知的財産権を対価として、上場、店頭取引市場、興櫃市場の会社以外の会社の発行した株式を取得した場合、当年度の課税所得額に計上しなくてもよく、譲渡の際、実際の譲渡価格に基づいて所得額を計算する。
有限責任事業組合のパススルー課税	産業革新条例第23条の1の規定に基づき、要件を満たす有限責任事業組合が組織するベンチャーキャピタルは、その適用期間、営利事業所得税が課されない。当年度の所得区分は証券取引による営利所得、及び証券取引以外の営利所得とする。定められた比率により各パートナーに分配された利益は、所得税法の定めに基づいて当年度の課税所得として計上する。そのうち、個人及び外国の営利事業パートナーが証券取引による営利所得から取得した部分は免税の対象となる。
エンジェル投資者の税優遇	産業革新条例第23条の2の規定に基づき、個人が設立2年未満のハイリスクベンチャー企業に投資し、かつ同一会社への投資金額が100万元、株式保有が2年に達した場合、投資金額の50%を限度として総合所得総額から控除できる。毎年の控除額は300万元を限度とする。
スマート機械または第5世代移動通信システムの投資控除	産業革新条例第10条の1の規定に基づき、2019年1月1日から2021年12月31日までの間にスマート機械に投資した、または2019年1月1日から2022年12月31日までの間に第5世代移動通信システムに投資した会社または有限責任事業組合で、同一課税年度の総支出額が100万元以上10億元以内の場合は、「控除率5%、当年度に控除を完了」または「控除率3%、当年度から3年以内に控除を完了」のいずれかの方法で営利事業所得税の納付額を当年度の納付すべき営利事業所得税の30%を上限として減免する。
内部留保の再投資奨励	産業革新条例第23条の3の規定に基づき、未分配利益（繰越利益剰余金）に対する営利事業所得税の追加徴収申告が実施された2018年度から、未分配利益を実質的に投資した会社または有限責任事業組合は、その投資金額を未分配利益控除項目に記載でき、これにより5%の営利事業所得税の追加徴収が免除される。
外国特定専門職人材の租税優遇	外国専門職人材誘致及び雇用法第9条の規定に基づき、専門職に従事し、かつ一定条件を満たす外国特定専門職人材は、初めて台湾での居留が183日に達し、かつ給与所得が300万新台湾元を超過する課税年度から3年間、その給与所得が300万新台湾元を超過した部分の金額の半分を免税とし、かつその海外所得について基本税額が免除される。

土地の賃貸・販売の優遇

■ 工業区における土地優遇措置

「工業区の土地賃貸優遇計画」は、「賃貸と分譲を並行、賃貸は分譲より有利」を原則とし、経済部管轄の開発中工業区（彰化濱海、台南科工、花蓮和平、雲林離島、雲林科技など）で計画されます。最初の2年間は賃料が優遇されますが、メーカーが土地賃貸契約を締結するときは、まず2年間の賃料を前納し、さらに現金、銀行保証書、銀行の譲渡性預金で抵当設定する必要があります。賃借から2年以内に承認計画に基づき使用を終了する場合、最初の2年間は土地賃料免除の優遇を受けられます。現金で納付した2年分の賃料は、申請により無利息で返還または今後の賃料に充当できます。前述の使用終了とは、建ぺい率が事前登録した賃借土地面積の30%未満でないことを認定基準とします。

■ サイエンスパーク賃料優遇措置

サイエンスパークはハイレベルの技術産業発展を促進するために開発され、パーク内の土地が賃貸のみで売却されず、各パーク内土地賃貸費用が土地賃料に公共建設費用を加えて計算・徴収されます。そのうち、土地賃料は各パークの土地公示地価に年間賃料率を乗じて計算され、かつ県・市政府が2年毎に行う地価公示更新時に合わせて調整されます。ただし、公示地価の激しい変動により、パーク内土地賃料の調整幅が業者の財務計画予測を上回り、その運営に影響する状況を回避するため、その上げ幅は公示地価の10%を上限とすると規定されています。また、公共建設費用は、管理局が実際に各パークの公共建設に投入した開発コストを20年に分割して徴収され、各公共建設費の徴収がすでに満20年となった場合、差し引かれて徴収されないとします。

■ 科学技術産業パークの土地および管

理費に関する優遇措置

一、科学技術産業パークに質の高い投資環境を作る一パーク内老朽化空間の再興計画

(一) 賃料優遇：

土地賃料006688優遇措置を提供：解体後の再建築時、建築許可証の申請着工日より、土地賃料を前2年間は免除、3・4年目は40%、5・6年目は20%免除する。

(二) 適用対象：

本計画の対象は、高雄、楠梓、台中の三パーク内の土地で下記の条件のうちいずれかを満たしているものとする：

- パーク内の業者が老朽化した建築物の解体と再建築に参加する。公有・民営事業が老朽工場の解体と再建築に関与し、新規建築物の建設に投資するもの。
- 公有・民営事業が老朽化建築物の解体と再建築に参加し、新規建築物の建設に投資する。パーク内メーカーの購入した老朽工場が解体され、再建築がまだされておらず、かつその土地が土地賃料の優遇措置を受けたことがないもの。
- パーク内の業者がすでに解体が完了した場所の再建築を引き継ぐ場合、ただし、建築物が未完成で、かつ土地賃料優遇措置の適用を受けたことがない。
- 購入した老朽化建築物がすでに解体されているが、まだ再建築されておらず、かつその土地が土地賃料の優遇措置を受けたことがない。

(三) 期間：

2019年1月1日から2024年12月31日まで。(計6年)



二、高雄ソフトウェアパークの優遇措置

地代優遇措置	措置内容
パーク内事業 (土地賃貸、自己建築) 555 優遇措置 6688 優遇措置	建築期間内の地代は 50%割引、期限は三年を限度とし、各土地に対して一度のみ適用可能。
	運営の初期段階においては 6688 地代優遇措置を適用、各土地に対して一度のみ適用可能。
	第 1、2 年目は 40%、第 3、4 年目は 20%を差し引き、第五年目から割引は適用されず、定価となる。
パーク内事業 (開発事業者より建築物を購入した場合) 6688 優遇措置	運営初期においては 6688 地代優遇措置を適用、各土地に対して一度のみ適用可能。
	第 1、2 年目は 40%、第 3、4 年目は 20%を差し引き、第五年目から割引は適用されない。

パーク内の事業が前述の地代優遇を受けたのち直ちに土地の賃貸を終了することを避けるため、賃貸期間に関する規定を設ける。高雄ソフトウェアサイエンスパークの借地期限は最低でも6年を下回ってはならない。

三、台中ソフトウェアサイエンスパーク優遇措置

地代優遇措置	措置内容
開発業者 555 優遇措置	建築期間内の地代は 50%割引、期限は三年を限度とし、各土地に対して一度のみ適用可能。
	当該区内におけるはじめの事業者が建築物に入所した日（当該区内における事業者が国税局の税籍登記を行った日を基準とする）より前項の割引は適用されず、地代は定価となる。
パーク内事業 (開発事業者より建築物を購入した場合) 6688 優遇措置	運営の初期段階においては 6688 地代優遇措置を適用、各土地に対して一度のみ適用可能。
	第 1、2 年目は 40%、第 3、4 年目は 20%を差し引き、第五年目から割引は適用されず、定価となる。
パーク内事業 (土地賃貸、自己建築) 006688 優遇措置	建築と運営の初期段階においては 006688 地代優遇措置を適用、各土地に対して一度のみ適用可能。
	第 1、2 年目は地代免除、第 3、4 年目は 40%、第 5、6 年目は 20%を差し引き、第 7 年目からは定価となる。
園区管理費 (2021 年 12 月 31 日以前に台中パーク内への入園が許可された事業者)	前 2 年の管理費は 40%割引。
	第 3、4 年目の管理費は 20%割引。
	第 5 年から定価。

資料出所：經濟部加工出口区管理处 <http://www.epza.gov.tw>

政府の低利息融資

- ◆ 農業バイオテクノロジーパーク入居業者優遇融資：入居者による工場または関連施設・設備の建設または購入、及び運転資金等に、8,000万新台湾元を上限として融資を提供します。そのうち、運転資金の最高貸付額は1,000万新台湾元となります。ただし、農業バイオテクノロジーパーク内における工場建設の資本支出で、行政院農業委員会がプロジェクトに同意した場合、この限りではありません。
- ◆ 農民組合および農業企業販売経営、研究開発創新融資：農業政策に協力している農民組織および農業企業が、その生産品を販売、経営、または研究開発するための資金を融資します。最高融資額は5,000万台湾元です。
- ◆ 機械設備補強融資：自動化設備の購入を主な目的とした融資で、汚染防止設備および省エネ設備などに対する投資計画を主な対象としたものです。核計画ごとの融資限度額は当該計画の総コストの80%を超えず、また一申請者に対するの総融資額は4億台湾元を超えません。汚染防止設備に対する投資計画に対する融資は最高で10億台湾元となります。



研究開発の補助

サイエンスパークでは、新興技術応用計画、バイオメディカル商業化促進計画、中部地区バイオメディカル産業イノベーション加速計画、ベンチャーインキュベーションエコシステムと国際協力計画などの研究開発補助計画を推進しており、サイエンスパーク内の科学企業による精密医療、スマートマニファクチャリング、AIチップなどの新興テクノロジーの研究開発への投資を奨励し、産業のイノベーションと転換を促進するとともに、国際市場の拡大を目指しています。補助方法は、各計画が公告する申請資料に準じます。

産業技術の研究開発を奨励するため、經濟部技術処はさまざまな科学技術プロジェクトを推進し、今までの領域



經濟部技術処各研究發展補助プログラムの詳細内容は、以下のウェブサイトをご覧ください：

A+企業創新研究開発淬鍊プログラム (AIIP)
<http://aiip.tdp.org.tw/index.php>

行政院農業委員会農業業界テクノロジープロジェクトの詳細内容は、以下のウェブサイトをご覧ください：

農業テクノロジープロジェクトサービスサイト
(AGTECH) <https://agtech.coa.gov.tw/>

行政院農業委員会による科学技術農業企業支援の各種リソースは、以下のウェブサイトをご覧ください：

科学技術農業企業アドバイザーサービスセンター
<http://agr-consulting.atri.org.tw/index.php>



を超えた技術の統合を行い、産業のさらなる発展を期しています。各補助金の比率については、プロジェクトの性質と計画の内容によりますが、最高でも50%までの補助となっています。

政府による投資

産業の構造転換と高度化を加速するために、国家発展基金は「スマート機械」、「アジアシリコンバレー」、「グリーンエネルギーテクノロジー」、「バイオメディカル産業」、「防衛産業」、「新農業」、「循環経済」の5+2産業イノベーション計画に投資しており、政府の持株全体が投資先事業の払込資本金の49%を超えないことを原則としています。国家発展基

金はまた、中小企業、文化クリエイティブ産業、戦略的サービス業、戦略的製造業へ各100億台湾元、総額で400億台湾元の投資を行います。投資を行う際の株式比率は、政府の持株全体が投資先事業の払込資本金の49%を超えず、また専門の管理会社と共同投資を行うことを原則とします。このほか、国家発展基金はベンチャー起業に必要な資金をサポートする「起業家エンジェル投資プログラム」を実施しており、予算50億元を確保して、エンジェル投資家と共同で投資し、ベンチャービジネスに多角的な資金チャネルを提供します。

優遇措置関連は台湾投資入口網 (<http://investtaiwan.nat.gov.tw/>) の投資奨励サイトへ。



投資拠点 無限の潜在能力

台湾には現在、237ヶ所の一般工業団地、10ヶ所の科学技術産業パーク、3ヶ所のサイエンスパーク、3ヶ所の農業テクノロジーパーク、4ヶ所の環境保護テクノロジーパーク、7ヶ所のフリー・トレード・ゾーン（自由貿易港区、FTZ）等があり、高品質で低コストな投資経営環境を提供しています。工業区と各種パークはすべて環境影響評価を獲得しており、パーク内で工場を設立する業者は環境保護面でのコスト低減が可能です。パーク内には既成の基礎インフラ建設、利便性の高い迅速な行政管理および各種の優遇措置（詳細内容は「奨励と優遇処置／有利なインセンティブ」を参照）を提供しているため、外国と本国企業が製造・研究開発および運営の本部を設立するにあたり、最良の選択肢となっています。

一般商業区

台湾は適切なビジネス経営環境を提供しており、土地コスト面では、オフィスビルの賃料は非常に低く、企業主は経費の節約が出来ます。

2018年第1期のA級オフィス平均市場賃料は、1坪あたり月額約2,711円で、空室率は約9.53%。第2四半期、台北市のA級オフィス賃貸市場は科学技術、バイオ技術、金融業を主な借主とし、多くが外資系企業でした。

第1期、B級オフィスの平均市場賃料は、月額1,751円で、空室率は約5.76%。通常のビジネスオフィスの賃借期間は2～3年で、毎年の賃料調整幅は3～5%。土地と建物面積は通常、坪を計算単位とします（約3.3㎡）。賃料は月ごとに計算し、ビル管理費、清掃、光熱費は別途計算します。





一般工業区

一般工業区では主に事業者へ十分な工場用地を提供し、産業クラスターの経済効果を発揮し、工業が周辺環境に及ぼす悪影響を回避しています。現在台湾には237ヶ所の一般工業区があり、各産業の投資需要を満たすことができます。場所は各県・市に分布しており、工業区内の土地と工場は賃貸・販売することができます。その一部は土地優遇措置を受けることができます。「經濟部投資台湾事務所」は産業用地の需給マッチングの単一窓口であり (<http://investtaiwan.nat.gov.tw>)、工業局の案件を専門仲介業者に委託し、企業の土地マッチングを支援する (<http://idbpark.moeaidb.gov.tw>) とともに、「台湾工業用地供給・サービス情報ネット」を定期更新し、管轄する工業用地の供給情報を載せ、希望者がネット検索できるようにしています (<http://idbpark.moeaidb.gov.tw>) を支援します。また、「台湾工業用地供給・サービス情報ネット」を定期更新し、管轄する工業用地の供給情報を載せ、希望者がネット

検索できるようにしています。

科学技術産業パーク

現在台湾には10ヶ所の輸出加工区があり、総面積は500ヘクタール弱となっています。それら加工区は、高雄市や台中市、屏東県に分布しており、すべて保税地域となっています。輸出加工区内の用地は賃貸のみで、投資者は管理処から土地を賃借して、自社工場の建設または標準工場（輸出加工区内で用意された標準的な工場）を購入することができます。

各科学技術産業パークの土地賃借料は公告地価の2.24%～5%、土地の賃借期間は原則として10年ですが、個々のメーカーのニーズ（銀行借入など）に応じて最大20年まで延長することができます。賃借期間終了後に更新することも可能です。パーク内の企業は、公共施設建設費を20年間にわたって負担する必要があります。その費用は各輸出加工区によって異なります。平方メートルあたりの土地賃借料月額料金は約0.05～2.29米ドル、平方メートルあたりの公共設備月額料金は約0～0.53米ドルです。

地区	科学技術産業パーク	重点産業	タイプ
中部地区	台中潭子科学技術産業パーク	光学、エレクトロニクス産業	製造区
	台中港科学技術産業パーク	パネル、ディスプレイ関連産業、精密機器	製造区
	台中ソフトウェアパーク	ビッグデータ、人工知能、モノのインターネット、クラウドコンピューティング、文化クリエイティブ、ICT、システム統合等	ソフトウェア区
南部地区	高雄楠梓科学技術産業パーク	半導体パッケージング、テスト	製造区
	高雄楠梓科学技術産業パーク第2パーク	半導体パッケージング、テスト	製造区
	高雄輸出加工区	IC、LCD、LED、自動車部品	製造区
	高雄成功物流パーク	倉庫・運輸・物流	物流区
	高雄ソフトウェアパーク	デジタルコンテンツ、情報ソフトなど、知識密集型産業	ソフトウェア区
	高雄臨広科学技術産業パーク 屏東科学技術産業パーク	IC、LCD、LED、自動車部品 高値化の金属、水処理設備、モーター	製造区 製造区

出所：經濟部輸出加工区管理処 <http://www.epza.gov.tw>



フリー・トレード・ゾーン (自由貿易港区、FTZ)

現在台湾で運営しているフリー・トレード・ゾーンは合計6ヶ所の海港と1ヶ所の空港です。フリー・トレード・ゾーン内は貿易、倉庫、物流、コンテナ（貨物）集散、再輸出、中継輸送、運送請負、通関サービス、組立、再選別、包装、修理、組み立て加工、加工、製造、検査、試験、展覧、技術サービスの計19種のサービス形態が許可されています。事業者は会社、営業所、営業部門の形でフリー・トレード・ゾーンに参入することができます。輸入した貨物をフリー・トレード・ゾーンで荷受け・保管する場合や、フリー・トレード・ゾーンから貨物を輸出したり、他のフリー・トレード・ゾーンに移動したりする場合、原則として申告制で実施し、審査と検査は免除されます。フリー・トレード・ゾーン内では様々な業務に従事できます。例えば、LME非鉄金属の保管・運輸業務、海空連絡輸送、越境eコマース、海外発送倉庫といったフリー・トレード・ゾーンのイノベーション業務が挙げられます。台湾ではフリー・トレード・ゾーンの優位性を利用し、貨物の台湾経由を誘致して、台湾の出荷センターを確立しています。事業者は、「前店後廠」の運営モデルを通じて、エリア外のメーカーと協力し、フリー・トレード・ゾーンの優位性を外部に拡大し、「前店後廠」の協力と企業の相互利益の効果を高め、多元化運営と業務拡大の目標を達成することができます。

サイエンスパーク

現在台湾には新竹サイエンスパーク、中部サイエンスパークおよび南部サイエンスパークがあり、ハイテク産業の基地として、産業クラスターを形成し、台湾を世界レベルのハイテク産業で有名な国家へと導いています。

サイエンスパークの土地及び標準工場は賃貸のみとなっています。

サイエンスパークベルト

新竹サイエンスパーク	新竹パーク	IC産業、パソコンとその周辺産業、通信産業、オプトエレクトロニクス（光電子工学）産業、精密機械産業、バイオテクノロジー産業
	竹南パーク	
	銅鑼パーク	
	龍潭パーク	
	新竹バイオ医学パーク	
	宜蘭パーク	
中部サイエンスパーク	台中パーク	精密機械産業、オプトエレクトロニクス（光電子工学）産業、IC産業、コンピューター及び周辺産業、通信産業、バイオテクノロジー産業
	后里パーク	
	虎尾パーク	
	二林パーク	
	中興園區	
南部サイエンスパーク	台南パーク	オプトエレクトロニクス（光電子工学）産業、IC産業、精密機器産業、バイオ技術産業、通信産業、コンピューター周辺機器産業
	高雄パーク	

農業バイオテクノロジーパーク (農業サイエンスパーク)

台湾は現在、国家レベルの農業バイオテクノロジーパーク（略称「農業バイオパーク」）と、地方政府が主導する台南市台湾蘭花バイオテクノロジーパークの2箇所の農業バイオテクノロジーパークを有しています。農業バイオパークは、台湾唯一で農業テクノロジーを主軸とする産業パークです。パーク内には天然農産物、水産養殖、農業資材、畜産バイオ技術、生化学検査及びOEMサービス・マーケティング、省エネ・環境管理農業施設の6つの産業クラスターが形成されています。事務手続の統一窓口サービス、保税



基隆港フリー・トレード・ゾーン	<p>外接道路は7本あり、桃園国際空港との距離は60キロ、車で約1時間以内。</p> <p>大台北都会区（台北市、新北市、基隆市）の消費の中心地や、台湾の重要な政治経済、工業、ビジネスセンターに近い。基隆港フリー・トレード・ゾーンへの入居に適する業種は倉庫、物流、組立、再整備、包装、簡単加工、運送請負、中継港、中継輸送等。</p>
高雄港フリー・トレード・ゾーン	<p>高雄小港区国際空港までは3キロ、高速道路までは2キロ、各外接道路はすべて省道台17号、国道1号線、国道10号、国道3号等に繋がる。</p> <p>近隣には中国石油を中心とする石油化学業、台湾造船会社の造船業、および高雄と屏東の加工輸出区や、各工業区、南部サイエンスパークの半導体、オプトエレクトロニクス（光電子工学）産業等の産業クラスターもある。</p>
台中港フリー・トレード・ゾーン	<p>近隣には台中地区の輸出加工区、機械テクノロジー工業パーク、中部サイエンスパーク、台中工業区等の産業クラスターがある。</p>
台北港フリー・トレード・ゾーン	<p>桃園国際空港との距離は僅か23キロで、海運と空運を連結して利用するのに便利で速い。</p> <p>主な運営形態は自動車物流センターおよび石油、化学オイル製品の重要な供給拠点。大台北都会区に近く、土城、五股、林口、樹林等の工業区と隣接している。</p>
蘇澳港フリー・トレード・ゾーン	<p>省道台2号および国道5号で北部都会区と繋がり、40分でアクセス可能。</p> <p>現在はグリーンエネルギー産業を導入しており、近隣の龍徳工業区、利澤工業区および宜蘭サイエンスパークと産業クラスターを形成している。</p>
安平港フリー・トレード・ゾーン	<p>外接道路の省道台17号および東西快速道路の台86号が利用可能、国道1号および国道3号に連結する。そして台南空港に隣接する。</p> <p>安平港付近の工業区、サイエンスパーク、農業バイオテクノロジーパークに隣接、車で1時間以内でアクセス可能。</p>
桃園航空フリー・トレード・ゾーン	<p>主に高付加価値部品やIT関連産業の入居を誘致し、航空貨物、付加価値物流、オペレーション、倉庫などの機能を統合しており、航空貨物ステーション、倉庫事務所ビル、付加価値園区、物流ゾーンなどの専門区域がある。</p>

地域の課税優遇、ワンストップ式クイック輸出入通関、低利息融資プロジェクト、研究開発と産学連携ガイダンス、バイオ技術標準工場、物流センター、多機能型倉庫エリア、人材研修センターなどソフトとハードの優位性を結合し、農業企業の借地工場建設やバイオ技術標準工場の賃借を誘致して産業クラスター形成を促進しています。台湾蘭花バイオテクノロジーパークも研究開発、生産販売、加工、輸送機能を兼ね備えたハイテク農産物プラットフォームです。高付加価値製品の輸出を拡大し、また研究開発成果を近隣農場に指導してサテライト農場とし、農業テクノロジー産業クラスターの形成を加速して、台湾農業の構造転換と持続可能な経営を促進しています。

環境保護サイエンスパーク

台湾の環境保護サイエンスパークは、高度な資源再生技術や環境保護技術、エコ化産業等の三大産業の発展に重点を置いて、台湾の環境保護技術水準を向上させ、環境保護産業発展の助成をしています。環境保護サイエンスパークはそれぞれ桃園、台南、高雄、そして花蓮などの地で、各地方政府が各々の産業発展の特性を利用して経営を行っています。

環境保護サイエンスパークの概要:

地区	設置地点	説明
桃園地区	桃園サイエンス工業区	桃園サイエンスパークの西南に位置する塘尾区内に位置し、電力電子機材業、機械機材製造業、および金属製造業を中心とした産業が集まっている。
台南地区	柳營サイエンス工業区	区内の主要産業は、金属、プラスチック、紡績、食品、電子電機などの各種製造業が主となっている。
高雄地区	岡山本州工業区	高雄市岡山区にある国内のネジやナットなどの産業の中心地である。区内では、伝統的なネジやナットなどの産業の汚染を改善できる環境産業の呼び込みに力を入れている。特に環境保護に関連した資源の再生、クリーンな生産環境および環境保護関連の設備などに関連した環境対策のカギとなる産業を迎え入れることで、ネジやナットなどの産業が、環境にやさしい産業へと生まれ変わるよう努力を進めている。
花蓮地区	鳳林発区	花東縦谷の中心に位置し、周囲は和平、美崙、光華などの工業区や、慈濟大学、東華大学などの研究機構、育成中心（センター）に囲まれている。

出所：環保署 (<http://estp.epa.gov.tw/big5/knownew.htm>)

優れた人材 スペシャリストが結集

労働市場

■ 日々質が高まる労働市場

全体的に、台湾の労働市場はとても安定しており、民間の労働力人口は長期的な成長傾向にあり、2010年の1,107万人から2020年には1,196万人まで増加しました。2020年の労働力参加率は59.14%、失業率は3.85%となっており、ここ10年余りにおける高等教育普及率の大幅な上昇に伴い、大学・専門学校以上の学歴を有する労働力の比率は継続的に上昇しています。さらに、政府は学界・学問との結びつきや、産学連携、生涯教育等の政策の推進を行い、国際競争社会において優位となる人材の育成により力を注いでいます。

近年台湾では、毎年約30万人に及ぶ大学・専門学校の卒業生が生まれ、そのうち5万人余が博士・修士の学位を有します。2020年の就業者のうち、大学・専門学校卒以上の学歴を持つ者は約608万人であり、これは過半数を超え、53%を占めています。2019年の就業者1,000人あたりの研究者のフルタイム当量は13.8人年となっています。また、製造業とサービス業の技術および管理方面の人材に関しても長年にわたる蓄積があるため、外資企業が台湾で産業投資する際に必要とする質の高い人材を十分に提供できます。

■ 年々向上する労働生産力

この10年間、台湾の消費者物価指数は毎年平均0.9%上昇しており、工業とサービス業における被雇用者給与の毎年平均上昇率は2%でした。台湾の物価と給与は長期にわたり横ばいの状態を維持していますが、工業部門における被雇用労働生産力指数は、毎年平均で2.4%上昇していることから、労働生産力が引き続き上昇の傾向にあることがうかがえます。

2017投資主要五大産業における華僑および外資企業従業員の経常性賃金 (月額基本給、固定賞与等)の平均額

(単位：元)

	製造業		卸売及び 小売業	出版、映像 製作、コミ ュニケーシ ョンおよび 情報通信サ ービス業	金融及び 保険業	不動産業
		電子部品 製造業				
総計	39,087	45,504	41,394	58,692	62,963	42,522
管理職、監督責任者	76,150	95,466	75,559	90,787	113,683	63,392
専門分野スペシャリスト	59,122	63,531	52,616	63,613	68,170	56,312
技術スタッフ、専門分野スペシャリストの アシスタント	40,678	41,774	39,977	52,233	57,592	42,835
事務サポートスタッフ	32,797	39,007	33,195	39,340	48,602	34,272
サービス要員、販売員	33,947	32,821	29,601	36,109	45,728	34,422
技能、機械設備操作要員、組立作業員	30,909	33,859	34,510	56,646	45,190	45,223
基礎的技能作業員、肉体労働者	25,136	27,195	28,504	20,591	34,467	25,445

資料出所：労働部 (<https://www.mol.gov.tw/>) 2019年7月職種別給与調査

■ 従業員の雇用情況

過去10年間の台湾における各職業の就業者数は、専門職の増加が34万人と最も多く、増加幅は30.3%であり、次いで技術関連作業員、機械設備オペレーター、肉体労働者が32万人増で、増加幅は9.9%となっています。業種別では、製造業の増加が18万人（増加幅6.3%）と最多で、次いで卸売・小売業が15万人（増加幅8.7%）、宿泊・飲食業が13万人（増加幅17.5%）、建設・エンジニアリング業が12万人（増加幅14.8%）となっています。



給与形態

台湾における被雇用者の賃金総額には、毎月支払われる通常性給与（基本給、月極で支払われる手当、賞与）と、非通常性給与（残業代、ボーナス、月極ではない営業ボーナス、皆勤賞など）が含まれ、農歴の旧正月前に支払われることが一般的な、年末のボーナスは平均で約1.5カ月分支払われます。

労働法規

■ 給与と労働時間

台湾は労働者の権益を保障する制度が整っています。「労働基準法」（以下略して「労基法」という）は労働について定めた主要な法規であり、基本賃金、労働時間、休暇日等の基本的な労働条件が規定されています。

給与と労働時間については、基本賃金が毎月24,000新台湾元、毎時160元となっています。通常の労働時間は毎日8時間・毎週40時間を超過してはなりません。

類別	通常労働時間			休息			備考
	毎日	毎週	合計	法定休日（例假）	休息日（休暇）	合計	
一般	8	40	40	7日間のうち1日必要	7日間のうち1日必要	2日	
2週間変形労働時間制	10	48	48	7日間のうち少なくとも1日	2週間のうち少なくとも2日	4日	指定された業種のみ、かつ労働組合または労使会議の同意が必要。
4週間変形労働時間制	10	--	160	2週間のうち少なくとも2日	4週間のうち少なくとも4日	8日	
8週間変形労働時間制	8	48	320	7日間のうち少なくとも1日	8週間のうち少なくとも8日	16日	

雇用者に関するものは、通常の労働時間と残業労働時間を合わせて、1日あたり12時間を超過して労働させてはならず、残業労働時間は毎月46時間を上限とし、法に基づき残業賃金を発給しなければなりません。

	残業労働時間(H)	残業代	備考
通常就業日	H≤2	+1.33倍以上	労働者は自己意思で選択し、かつ雇用主の同意を得て、労働を延長した時間数に相当する時間数の代休を取ることができます。
	2<H≤4	+1.66倍以上	
休息日	H≤2	+1.33倍以上	
	H>2	+1.66倍以上	
自然災害、事変、突発的イベントが発生したために、平日の労働時間を延長する必要がある場合		+1倍	雇用主は事後、労働者に適切な休息を取らせる必要があります。

同一雇用者または事業単位のもとで一定期間継続して勤務した労働者に対しては、以下の規定に基づき、毎年有給休暇を与えなければなりません。

勤務年数(Y)	有給休暇(日)	備考
0.5≤Y<1	3	有給休暇の期日は、原則として労働者が決定します。有給休暇の未消化日数は、賃金を支給するか、雇用者と被雇用者双方の協議により翌年度に繰り延べて実施します。
1≤Y<2	7	
2≤Y<3	10	
3≤Y<5	毎年14	
5≤Y<10	毎年15	
Y≥10	1年ごとに1日追加、最高30日。	

法定休日（例假）、休息日（休暇）、休暇（メーデー及び政府所定の休暇とすべき記念日、祭日等）、有給休暇について、雇用者は通常通り賃金を支払わなければなりません。雇用者は労働者の同意を得て休暇日（休暇と有給休暇を含む）に労働させる場合には、二倍の賃金を支払わなければなりません。

「労基法」、「労働者休暇規則」、「性別就労平等法」の規定に従い、労働者は産休、傷病休、生理休、事休、家庭介護休、産検休、分娩立会休、安胎休養休、婚休、忌引きなどを申請することができます。

また、「性別就労平等法」にも性差別の禁止、職場でのセクシュアルハラスメント防止およびその他就労の平等を促進する措置の規定が定められており、育児休業（無給）の申請、復職措置などを含め、被雇用者に基本的保障が与えられています。





保険と福利厚生

■労働保険

労働保険は総合保険に属し、通常事故保険と労働者災害補償保険が含まれます。保険料は、毎月の保険対象賃金、保険料率、分担率で計算します。毎月の最高保険対象賃金は、2016年5月1日から45,800元とし、最低保険対象賃金は基本賃金に準じます。通常事故保険料率は、2021年は被保険者の月額保険対象賃金の10.5%、保険料分担率は、雇用主が70%、被雇用者が20%負担し、政府補助が10%です。職業災害保険料率は、2019年は月額保険対象賃金の0.11-0.96%を範囲とし、保険料は雇用主が全額を負担します。

■雇用保険

現在の雇用保険料率は被保険者の毎月保険加入給与の1%で、保険料は雇用主が70%、労働者が20%を負担し、政府が10%を補助します。

■全民健康保険（国民健康保険）

全民健康保険は強制的な社会保険です。すべての人が保険料を納め、すべての人が医療を受ける平等な権益を有し、病気やけが、出産などで医療サービスを受けることができます。中華民国の国籍を持ち、過去2年以内に全民健康保険に加入した記録があり、かつ台湾で戸籍を持っている、または全民健康保険に加入する6ヶ月前から台湾で戸籍を継続して持っている、ならびに台湾で生まれ戸籍の登記を完了した新生児は、全民健康保険への加入が必要です。

このほか、全民健康保険法の規定および管轄機関の公告に適合し、居留証明書を有する外国籍の方（香港、マカオ、中国を含む）で、一定の雇用主を有する被雇用者は、雇用された日から全民健康保険に加入し、それ以外は居留証明書を取得後満6か月（台湾に入国してから6ヶ月間継続して居住している、または1回30日未満の出国をし、出国日数を差し引いた実際の居住期間が6ヶ月に達している）の日以降に全民健康保険に加入することで、医療を受ける権利が保障されています。

外国籍の新生児の健康権を保障するため、2017年12月1日より、台湾地区で出生し、台湾地区で居留証を発給された外国籍の新生児は、出生の日から全民健康保険に加入しなければなりません。このほか、「外国専門職人材誘致及び雇用法」が2018年2月8日より施行されたことに合わせ、雇用されて専門職に従事する外国専門職人材の配偶者、未成年の子女および心身障害により自活できない成人の子女で、居留証を発給された者は、当該専門職人材に従属して居留証の発給を受けた日から全民健康保険に加入しなければなりません。詳細については中央健康保険署のウェブサイトをご覧ください。 <https://www.nhi.gov.tw>。

■退職金

「労働者退職金条例」（略称「労退新制」）の規定に基づき、雇用主は毎月労働者の賃金月額6%を下回らない額を退職金として労工保険局の個人退職金専用口座に拠出することが義務付けられています。労退新制はポータビリティの特性を備え、労働者は転職、離職、解雇の影響を受けることなく退職金を受領します。ただし、2005年の労退新制施行以前に、同一の事業者において、「労働基準法」の退職金制度（略称「労退旧制」）が適用されていた被雇用者（労退新制施行後に労退旧制の適用継続を選択した者、または労退条例の施行後、労退新制を選択し、労退旧制の労働年数を留保した者を含む）は、事業者が労働者の月給総額の2%～15%の範囲内で、労働者退職準備金として、月毎に雇用主が台湾銀行に開設した労働者退職準備金専用口座に拠出します。



外国籍専門職者の雇用

外国人の台湾出張や台湾におけるビジネス、居住に関する各種法規の規制の早期緩和を目指し、国家発展委員会は関連部門の意見を参酌して「外国専門職人材誘致及び雇用法」を立案し、2018年2月8日より実施しています。外国専門職人材のビザ、ビジネス、居留に関する規制を緩和し、保険、税金、退職等、待遇面の改善を行い、ビジネス及び生活に最適な環境を誘因として、外国の専門職人材を呼び込み、国内企業の国際市場開拓を加速し、台湾の国際市場における競争力を強化します。これは台湾の人材確保と誘致の法制化過程における大きな節目です。

一、法案の要点

（一）ビザと居留に関する規定

1. 外国専門職人材

- (1) 外国の芸術家（フリーランス）の来台の開放：外国の芸術家は雇用主への申請がなくても、労働部が申請許可を下せるようになりました。
- (2) 指導塾の専門知識や技術専門の外国教師の開放：外国語に加えて専門知識や技術を有する外国教師を短期教員として働かせるため、雇用主は労働部に申請できるようになりました。
- (3) 特定活動（就職活動）ビザの発行：専門職勤務や長期雇用勤務のために来台する外国人は、特定活動（就職活動）ビザを発行することで、最大6ヶ月の滞在が可能になります。
- (4) 永住権の廃止要件の緩和：内政部移民署による永住許可を取得した外国人は、一年のうち183日の台湾滞在が緩和されます。
- (5) 外国人教師の業務許可の発行（教育部の担当）：教育機関による外国人教師募集を奨励します。

2. 外国特定専門職人材

- (1) 「就業ゴールドカード」の発行：内政部移民署は、外国特定専門人材が台湾国内の専門業務に従事する場合、労働許可・居留証・外国人居住許可証・再入国許可証の4つを兼ねる就業ゴールドカード（個人労働許可）を発行することができます。有効期間は1年～3年であり、再申請も可能です。

- (2) 特定専門職人材の就労許可期間の延長：専門業務に従事する特定専門職人材は、就労許可期間が3年から5年に延ばして、延期の申請もできます。

(二) 両親・配偶者・子供の居留規定の緩和

1. 配偶者・子供の永住権申請の緩和：国際慣例と人権尊重を考慮するために、永住権を取得した外国専門人材は、配偶者・未成年の子供・障害を持つ成人した子供が5年間居留していた場合、財産証明がなくても永住権の申請を行うことが可能です。
2. 高度専門人材の配偶者・子供の永住権申請の緩和：出入国管理法第25条の改正に伴い、高度専門人材の配偶者・未成年の子供・障害を持つ成人した子供に対して、と共に永住権の申請を行うことが可能です。
3. 子供（成人）の個人労働許可の発行：永住権を取得した外国専門人材は、その子供（成人）が長期の居留条件を満たす場合、就業サービス法第51条に従い、個人就労許可の申請を行うことが可能です。
4. 直系尊属訪問の滞在期間の延長：外国特定専門職人材の直系尊属は、滞在期限が最長6ヶ月の親族訪問停留ビザを申請できます。台湾での滞在期限が満了する前に、滞在を継続する必要がある場合、内政部移民署に延期を申請することができます。台湾での合計滞在期間は最長1年となります。

(三) 退職・健康保険・税制優遇の提供

1. 退職保障の強化

- (1) 「外国専門職人材誘致及び雇用法」が2018年2月8日より施行され、雇用されて専門職に従事する外国人が永久居留証を取得した場合、労働者退職金条例の退職金制度（労退新制）が適用されます。また、2019年5月15日に改正が施行された労働者退休金（定年退職金）条例は、永久居留証を取得した外国人を労退新制の適用対象としています。

- (2) 台湾の公立学校で専任教師として勤務する外国人が永久居留証を取得した場合、公立学校教師の退職規定が準用され、一括または毎月のいずれかの方法で退職金を受領することができます。

2. 健康保険制限の緩和：専門業務に従事する外国専門人材に対して、その配偶者・未成年の子供・障害を持つ成人した子供は、居留証を所有している場合、健康保険の6ヶ月等の待機期間制限を受けなくなります。
3. 税制優遇の提供：外国特定専門人材が台湾での業務を初めて承認され、かつ3年以内の給与所得が300万円を超える場合、超過分の半額に対して税制優遇を受けることができます。

二、実施の成果

- (一) 「就業ゴールドカード」の発行：2021年2月末までに、合計2,243枚の就業ゴールドカードが発行されており、内訳は経済分野1,541人、科学技術分野241人、文化芸術分野169人、金融分野146人、教育分野138人、建築設計7人、体育分野1人となっています。

- (二) その他就労、居留、家族呼び寄せ等規定の緩和：2021年1月末までに、累計で1,739人に外国特定専門職人材の5年労働許可、162人に就職活動ビザ、38人の成年子女に個人労働許可、172人のフリーランス芸術家に労働許可をそれぞれ発行しており、385人の永住権を取得した外国専門職人材の親族が永住権を申請しています。

- (三) 外国籍専門職人材の来台者数：台湾における外国人専門職人材の数も大幅に増加しており、2020年12月末時点で3万9,522人となっています。外国人専門職人材の有効な雇用許可者の数は、「外国人材専門法」の施行以降大幅な増加を示しており、同法施行前の2017年末時点における3万927人と比較して8,595人増加し、成長率は30%近く（約27.8%）となっています。2019年12月末までの有効な雇用許可者は3万3,722人で、2017年末の本法施行以前の3万927人と比較して9%の成長となっています。



金融と外貨 安定的な発展

金融機関

台湾の金融機関は、国内銀行、外国銀行、中国の銀行台湾支店、信用合作社、農漁業組合信用部などの預金機関と、中華郵政公司儲匯処、生命保険会社等のその他金融機関に分けられます。

外国為替管理

台湾は「外国為替管理条例」を制定しており、外国為替管理は市場機能に基づいて行われています。台湾元の両替に関わらない外国通貨の流入は完全に自由であり、個人的に銀行ですることができます。金利と為替レートも自由化され、市場の需要によって決定されています。台湾元の両替に関わる資金の移動は、商品、サービスおよび許可を得た直接投資、証券投資の資金の出入りは完全に自由化され、現在は短期の資金移動だけに規制が設けられています。台湾元レートの安定のために会社・合資・商店は年間の外国為替決済額が5,000万米ドルを超える場合、そして個人・団体は年間の外国為替決済額が500万米ドルを超える場合、また非居住者は毎回の外国為替決済額が10万米ドルを超える場合、銀行を通じて中央銀行の許可を得てから決済を行うことができ、これによって台湾元レートの安定が図られています。外国為替申告部分が、50万台湾元以上に相当する金額の外国為替収支または取引は、申告を行わなければなりません。

外資の台湾における証券投資

華僑および外国人が上場会社および新興会社に投資し、投資事業の10%以上の持分またはその他国内証券を取得していない場合、投資手続きは極めて簡単です。国外の華僑および外国人は国内の代理人（通常は国内の保管銀行、ディーラー）または代表者に委託して台湾証券交易所への登記を行う必要があります。一方、国内の華僑および外国人は、各地のディーラーに台湾証券交易所への登記を委託し、登記完了後、証券仲介業者で口座を開設し、有価証券売買を行うことができます。1回の投資で投資事業の10%以上の持分を取得した場合、經濟部投資審議委員会、各科学工業パーク管理局または經濟部加工輸出区管理处に申請しなければなりません。

どのように口座を開設するの？

個人	居留証持っている場合	居留証と、パスポート、免許証、健康保険証など、身分を証明することができる第二の身分証明書により手続きをする。
	居留証を持っていない場合	合法なビザまたは入国スタンプの記載があるパスポートまたは華僑身分証明書、および統一証号基礎資料表により手続きをする。
法人	台湾での登記機関の発行する証明文書を取得している場合	登録証のほか、役員会の会議記録、会社の設立規定、または財務報告書などにより手続きをする。
	台湾での登記機関の発行する証明文書を取得していない場合	法人登記証明書、責任者の身分証明書、台湾での代表または代理人の権利取得証明書および各地区税務徴収機関が発行する統一番号（営利事業自身の認識番号）の番号通知書により手続きをする。

金融市場の概況

2021年2月末時点の台湾の外貨準備高は5,433億米ドルであり、2020年第4四半期の台湾における貯蓄率は39.27%に達し、2020年末の金融業資産規模は105.77兆新台湾元、2020年台湾の金融業および保険業の総生産額は1.32兆新台湾元となり、GDPの6.75%を占めています。銀行業、証券先物業、保険業の経営体質は良好で、その利益も年々増加しています。2020年の税引前純利益はそれぞれ3,708億新台湾元、817億新台湾元および2,231億新台湾元となっており、台湾の金融市場が増々成熟していることを示しています。

2019年末時点の台湾の上場・店頭企業数は約1,730社で、上場・店頭企業の時価総額は49兆2,558億新台湾元、2020年証券市場の取引金額は61兆8,415億新台湾元、売買回転率は125.55%に達しました。2020年末時点で、世界に占める台湾の上場・店頭企業の時価総額およびの割合はそれぞれ1.58%と1.37%に達しており、台湾の証券市場が成熟し、取り引きが活発に行われていることを示しています。中国と香港の証券市場とは相対的に、台湾には優秀な研究開発の人材と良好な知的財産権の保障があり、テクノロジー企業に対する財務評価も公平で適切であり、信用に値するものであるといえます。



台湾の為替率は安定しており、また証券市場も成熟している上、ここ数年の度重なる法改正で、外国企業が台湾で資金を調達する条件が簡素化され、より多くの外国企業が台湾の市場に参入するようになりました。2020年末時点の台湾の上場企業は948社に達し、そのうち外国企業が77社で、台湾の上場企業の8.12%を占めています。店頭企業数は775社で、外国企業は77社、4.22%を占めています。そのうち、台湾で上場した外国企業の株価収益率(27.59倍)は上場会社全体(22.37倍)を若干下回りましたが、売買回転率(208.79%)は上場会社全体(123.34%)を大きく上回っています。外国企業に対する受入度の高さ、活発な取引は上場企業の資金調達に有利です。

金融開放措置

銀行業、信用合作社業、証券金融業、クレジットカード発行業、金融ホールディングス業などの、台湾の金融仲介業者、および、生命保険業、損害保険業、再保険業などの保険業は、いずれも華僑、外国人の投資制限を削除したため、外国人であっても、持ち株率100%の台湾の金融機構を持つことができます。

全面的な国際金融業務の発展を目標として、59のオフショア銀行業務支店(OBU)、19のオフショア証券業務支店(OSU)、20のオフショア保険業務支店(OIU)を設立し、資産規模は銀行、証券会社、保険業全体の資産総額の約7.91%を占めています。



金融技術のデジタル化の発展と外国為替業務運営の動向に対応するため、外国為替業務の管理においては、銀行が指定銀行になるための許可申請の資格条件を簡素化し、所要時間を短縮するとともに、指定銀行が国内で外国為替金融債を発行する際の要件を緩和し、デリバティブや仕組債との連動を可能にすることで、銀行の金融商品開発・設計能力を強化し、債券市場と金融商品の多様化に向けた発展を促進しています。

国内の金融インフラを強化するため、多通貨かつ国際汎用規格に適合する外貨決済プラットフォームを構築し、決済効率を向上させ、外貨決済時のリスクを大幅に引き下げます。

繽紛 繽紛

多彩・多元的な ライフスタイル

台湾は快適な生活、レジャー・旅行をするのに最適な場所です。私達は皆様に訪れていただくことを心から歓迎します。共にこの土地の多元的な姿を楽しみましょう。



良質な環境 便利で満ち足りた生活

台湾の人口は、世界総人口の約千分の三で、面積は世界の一万分の三にも至りませんが、世界の人々が驚嘆する“台湾経験”をすることができます。台湾に来ると、便利な生活だけではなく、多様な美食、豊富でエスニックな文化、厚い人情味を味わえます。短期旅行でも、長期滞在でも、自然に現地社会に溶け込むことができ、色とりどりで豊富なレジャーとライフスタイルを楽しめます。

美食天国 世界的な定評

台湾グルメは内容が豊富で、世界的にも有名です。多種多様な料理や種類の多いB級グルメがあり、さまざまな民族の特色を取り入れた、先住民族料理や客家料理、閩南料理、中国各地の地方料理、さらには日本、韓国、インド、東南アジア、欧米の料理など、すべてが集まった台湾は、グルメのパラダイスです。台湾では食べたいものをほぼすべて食べることができます。夜市のB級グルメから個人経営のレストラン、ミシュランレストランまで、台湾には美食家の舌を満足させるグルメが揃っており、その種類の多さは想像を超えています。

便利な生活 多彩で快適

台湾のコンビニは、すでに一万店舗を超え、平均2,000人に対し一店舗ある概算で、この驚異的な店舗の密集度により生活を便利にしています。特に都市部では少し歩けばすぐに24時間営業のコンビニがあり、生活用品以外に、公共料金の支払い、チケット購入、宅配便などの多機能なサービスも提供しており、非常に便利です。

主要都市部の殆どの場所に大型ショッピングモールと大手百貨店チェーンが集まる商業地区があり、ファッション、高級ブランド品、美食料理店、書店、シネマコンプレックス、量販店、ゲームセンター等を提供しており、市民の各種ニーズを満たしています。国際人材コンサルティング会社ECAインターナショナル (ECA International) の2017年生活費用調査によると、台北はアジア地域における駐在員生活費で14位にランクインされており、東京、大阪、ソウル、北京、上海、香港、シンガポール等の都市に比べ、生活費が安いという結果となっています。台湾では、安さ、便利さを享受できると同時に、良質で快適な暮らしをすることができます。

親しみやすい環境 快適で安心

台湾はインフラが完備されており、主な都市の公共施設は非常に現代化されています。都市部を離れると、小さい町や田舎の素朴な味わいと情緒が体験できます。どこに住んでも、良好な医療環境と便利な消費環境の恩恵を受けることができます。また、台湾の治安状況は極めて良好で、街を歩いても身に付けている金品のことを心配する必要はなく、気楽に旅行やショッピング、街歩きを満喫できます。旅行でも暮らしでも、旅行者と居住者に安心感を感じてもらえるでしょう。



交通ネットワーク バリアフリーなアクセス

台湾の交通は非常に便利で、道路や鉄道がいたるところに発達しており、車でも公共交通機関でも、数時間で台湾各地に行くことができます。朝は高い山で日の出を待っていても、夕方にはもう海辺で夕日を見ることができます。また、朝は北部の台北本社で会議をしても、午後には台湾最南端の墾丁でのんびりと休暇を楽しむことができます。台湾は、島を一周する鉄道、高速鉄道、綿密な高速道路網により、全体が1日で到達できる生活圏となっており、ビジネスでもレジャーでも、目的地に素早く簡単に到達することができます。台湾の公共交通網はよく整備されており、人里離れた山村や海辺の漁村にもバスが走っています。本数は都市圏ほど頻繁ではありませんが、しっかりと時間を守るだけで問題なく移動することができます。

文化的な風情 個性ある魅力

台湾は太平洋上にある美しい島で、オーストロネシア語族系の原住民族（先住民）16部族のコミュニティー文化は、工芸、ニットやテキスタイル、音楽と建築様式において豊かで美しい要素のルーツとなっています。更に、部族コミュニティーの祭典では、人間と自然が平和に共存、互いに尊重し合う哲学を体現します。アミ族の豊年祭、サイシャット族の矮霊祭（パスタアイ／黒い小人の霊を供養）、タウ（ヤオ）族のトビウオ祭、プユマ族のサル祭、ブヌン族の射耳祭（鹿の耳を弓矢で射る祭）は外部の人も参加・参観できる祭典イベントで、特に「Pasibutbut」というブヌン族の多部合唱方式は国際的に注目されています。

また、スペイン人、オランダ人と日本人は、台湾に歴史的な建築と食習慣を残しました。漢族社会の風習である節句を祝う行事、伝統工芸と生活文化は特に台湾文化の基盤であり、更に西洋文化の影響が加わり、現代的な舞台芸術、パフォーマンスが生まれています。多角的でエスニックな文化は、台湾を包容力があり、且つ創造力のある社会にしています。

多様な信仰 開放的な包容力

台湾には様々な宗教と信仰があり、伝統的な民間信仰は多神信仰が主で、その他は仏教、道教、キリスト教のプロテスタントとカトリック、モルモン教、イスラム教なども台湾社会で受け入れられ尊重されています。台湾民間信仰の宗教儀式は台湾人の情熱的で明るい天性を反映していて、非常に賑やかに行われます。特に台湾各地の媽祖（航海の女神）巡礼（遶境と呼ばれる）のイベントは歴史的に最も長く、規模も最大の宗教祭典となっています。



整備された教育 国際化へ

現在台湾には、アメリカンスクール16校、台北ヨーロピアンスクール1校、日本人学校3校、韓国人学校2校を含む、計22校の外国人学校があります。外国籍の子供は、これらの外国人学校以外にも、高校以下の学校に設けられている二ヶ国語部（クラス）、私立高校以下の学校の外国語コース部（クラス）、及び台湾の所轄機関によって外国人学生の受け入れが許可された高校以下の学校に就学を申請することができます。台湾での合法的な居留権がある場合、居住地付近の高校以下の学校に直接就学を申請することも可能です。大学以上の教育を受ける場合には、直接各校に入学を申請できます。台湾には海外学生募集資格のある大学・専門学校付属の中国語教育機関が61あり、質の高い中国語（マンダリン／共通中国語）教育を提供することができます。現行の一般教育体制は、就学前教育（幼稚園：2歳から小学校入学前まで）、国民小学（小学校）6年、国民中学（中学校）3年、高級中学（高校）3年、大学・専門学校2～7年（一般大学（一般大学、独立学院）と技術専門学校（2年制と5年制の専門学校、2年制と4年制の技術学院、科学技術大学））、大学院修士コース1～4年、博士コース2～7年となっています。2014年の新学期からは小学校から高校まで12年間の一貫した国民義務教育が実施されています。



専門的かつ高品質な医療と介護

台湾の医療技術レベルと医療ケアの質は、世界の先進国レベルに達しています。台湾で居留証を持っている外国人であれば、関連規定に従い居留証の期限内で台湾の全民健康保険に加入でき、質の高い医療サービスを受けることができます。

レジャー活動 寛ぎの時間

豊かな自然のおかげで、台湾のアウトドアレジャー活動には多くの選択肢と楽しみがあり、いたるところにあるハイキングコースやサイクリングコースは驚きに満ちています。珍しい風景や景観を体験したい場合は、中央山脈の高山湖沼、台北の大屯火山地形、高雄の月世界白亜地形、西部海岸のラグーンや砂州、澎湖の玄武岩地形、屏東の珊瑚礁海域、緑島の海底温泉、花東縦谷平原、タロコ峡谷などを訪れることができます。動植物の生態に興味がある場合は、さまざまなバードウォッチングやバタフライウォッチング等の活動に参加することで仲間を簡単に見つけ、台湾固有種を楽しむことができます。

都心部でのレジャーや娯楽であれば、都心の商業活動地域や特色あるモール等のショッピングセンターでの消費や娯楽活動や、各地の文化センター、書店、映画館、美術館、文化園区（パーク）、展覧パフォーマンスセンターやブライベートなパフォーマンス会場があり、日常的に各種の芸術・文学・レジャー関係のイベントが開催されています。その他、台湾には数多くの地方文化の特色がある場所やイベントがあり、異なる地区の文化体験と伝統的風習の節句を祝う祭りの新奇な感覚を得る機会を提供しています。例えば高雄の内門の宋江陣（伝統武芸）、東港の燒王船（東港迎王）、元宵節（旧暦の小正月）の台南鹽水蜂炮（爆竹・ロケット花火祭り）、平溪の放天燈（「天灯＝熱気球」を揚げる行事）、端午の節句の划龍舟（ドラゴンボートレース）、中元祭の放水燈（灯籠流し）と搶孤（チャンクウ＝高いやぐらを登り頂上の旗を取り合う行事）等です。自然の美しい景観や人文の佇まいなど、美しい台湾が、皆様の訪問をお待ちしています。

入国（停留・居留）許可 簡素で便利

ビザ（査証）

台湾政府が照合し交付するビザは申請者の入国目的および身分によって分類されます。

- 停留ビザ (Visitor VISA) : 短期滞在ビザ: 滞在期間は180日以内
- 居留ビザ (Resident VISA) : 長期滞在ビザ: 滞在期間は180日以上
- 外交ビザ (Diplomatic VISA)
- 公用ビザ (Courtesy VISA)

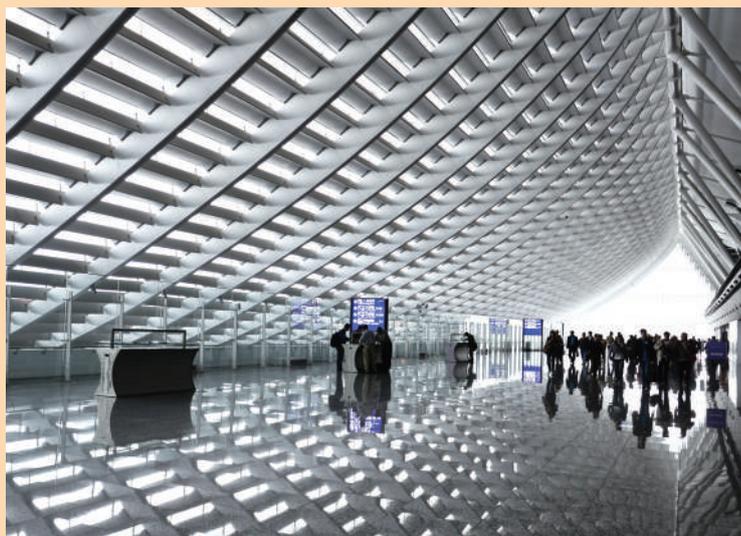


停留 ビザ	一般のパスポートまたはその他の旅行許可証を所持し、トランジット、観光、親族訪問、訪問、実地調査、国際会議参加、商用、研修、雇用、布教活動およびその他の外交部が審査承認するイベントのため、台湾に6ヶ月以下停留する予定の外国人に適用	停留ビザによる停留期限は、60日または90日。それを延期して停留する必要がある場合、ビザ発行機関による延長不可、またはその他の制限がない場合に限り、15日以内に限り、停留機関の延期を内政部移民局に対して申請することができる
居留 ビザ	正式なパスポートを所持し、家族呼び寄せ、就学、就労、雇用、投資、布教活動、公務執行、国際交流及び外交部が審査承認した、あるいはその他の関連中央所轄機関が許可した活動のため、台湾に6ヶ月以上滞在する外国人に適用	居留ビザで入国した後、翌日あるいは台湾にて居留ビザに切り替えた後、15日以内に滞在地の「入出国および移民署」サービスステーションにて「外僑居留証 (Alien Resident Certificate)」申請しなければならない。居留期限は「外僑居留証」に記載される

出所：外交部領事事務局 (<http://www.boca.gov.tw/>)、内政部移民署 (<http://www.immigration.gov.tw/>)。

ビザ免除国

ノービザで来台した場合の国籍別滞在可能期間は、タイ、ブルネイ、フィリピンが14日、ロシアが21日、マレーシア、シンガポール、ナウル、ベリーズ、ドミニカ共和国、セントクリストファー・ネイビス、セントルシア、セントビンセントの8ヶ国が30日、その他の国が90日です。期限の延期や停留ビザ、居留ビザへの切り換えはできません。また、ノービザで来台したイギリス籍、カナダ籍の人は、就労を目的としない台湾滞在について、滞在期限が満了になる前に、関連規定に従い外交部領事事務局または各弁事処に停留ビザを申請できます。最長滞在期間は180日です。





ヨーロッパ		
オーストリア (Austria)	アンドラ (Andorra)	ベルギー (Belgium)
ブルガリア (Bulgaria)	クロアチア (Croatia)	サイプロス (Cyprus)
チェコ共和国 (Czech Republic)	デンマーク (Denmark)	エストニア (Estonia)
フィンランド (Finland)	フランス (France)	ドイツ (Germany)
ギリシャ (Greece)	ハンガリー (Hungary)	冰アイスランド (Iceland)
アイルランド (Ireland)	イタリア (Italy)	ラトビア (Latvia)
リトアニア (Lithuania)	リヒテンシュタイン (Liechtenstein)	ルクセンブルク (Luxembourg)
北マケドニア (North Macedonia) (2025年3月31日まで試行)	モナコ (Monaco)	オランダ (Netherlands)
北マケドニア (North Macedonia) (2025年3月31日まで試行)	ノルウェー (Norway)	ポーランド (Poland)
ポルトガル (Portugal)	ルーマニア (Romania)	ロシア (Russia) (2020年7月31日まで)
サンマリノ (San Marino)	スロバキア (Slovakia)	スロベニア (Slovenia)
スペイン (Spain)	スウェーデン (Sweden)	スイス (Switzerland)
イギリス (U.K.)	バチカン市国 (Vatican City State)	
アジア		
ブルネイ (Brunei) (2020年7月31日まで)	イスラエル (Israel)	日本 (Japan)
韓国 (Republic of Korea)	マレーシア (Malaysia)	フィリピン (Philippines) (2020年7月31日まで)
シンガポール (Singapore)	タイ (Thailand) (2020年7月31日まで)	
北アメリカ大陸		
カナダ (Canada)	アメリカ (U.S.A.)	
ラテンアメリカおよびカリブ海地域		
ベリーズ (Belize)	チリ (Chile)	ドミニカ共和国 (Dominican Republic)
グアテマラ (Guatemala)	ハイチ (Haiti)	ホンジュラス (Honduras)
ニカラグア (Nicaragua)	パラグアイ (Paraguay)	セントクリストファーネイビス (St. Kitts and Nevis)
セントルシア (Saint Lucia)	セントビンセントおよびグレナディーン諸島 (Saint Vincent and the Grenadines)	
オセアニア地域		
オーストラリア (Australia) (2020年7月31日まで)	マーシャル諸島 (Marshall Islands)	ナウル (Nauru)
ニュージーランド (New Zealand)	パラオ (Palau)	ツバル (Tuvalu)
アフリカ地域		
エスワティニ (Eswatini)		

電子ビザ (eVisa) 国家

eVisaは、申請資格を満たす外国人が、インターネットの統一窓口（申請、クレジットカードによる費用支払い、審査通過後の電子ビザの受け取り）を通じて、ビザを取得することができる便利なサービスです。

- 一般型電子ビザ：

バーレーン、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ブルキナファソ、コロンビア、ドミニカ、エクアドル、キリバス、コソボ、クウェート、モーリシャス、モンテネグロ、オマーン、パナマ、ペルー、カタール、サウジアラビア、ソロモン諸島、トルコ、アラブ首長国連邦の19ヶ国が対象です。申請者は台湾中央政府機関から事前に許可を得る必要はありません。

- プロジェクト型電子ビザ：（台湾中央政府機関の許可が必要）

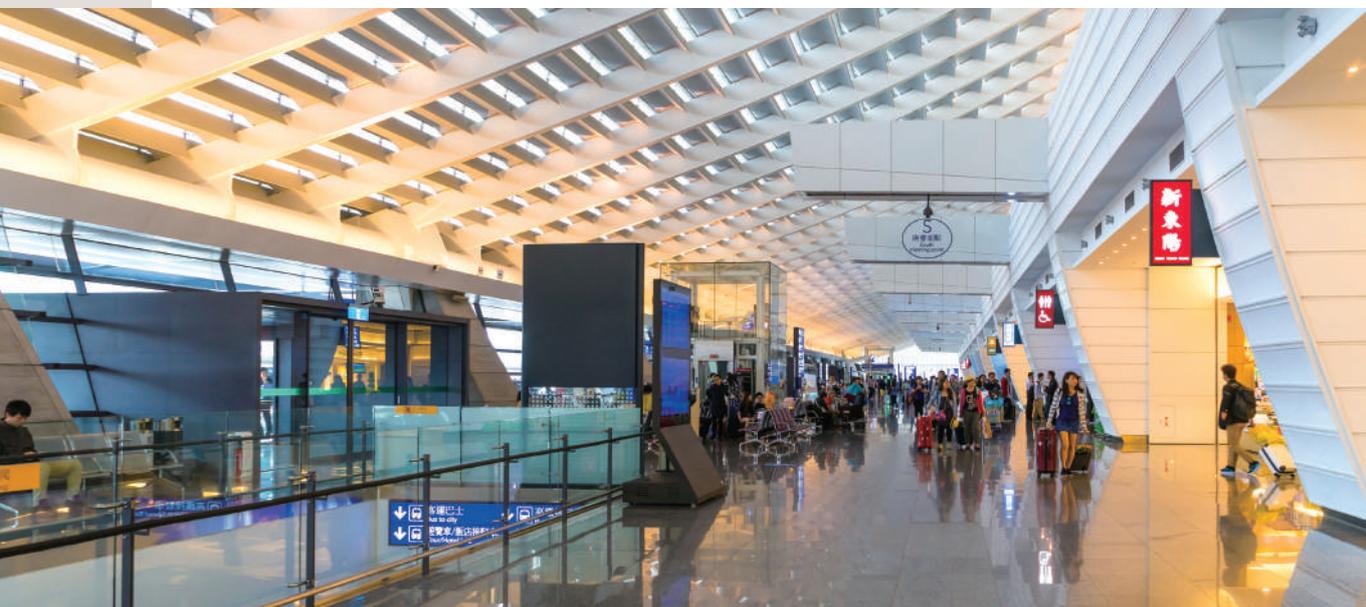
1.台湾中央政府が主催、協賛または後援する国際会議、競技会、見本市に招待された外国人は、国を問わず、申請することができます。

2.「観宏プロジェクト」団体ツアー客向け電子ビザ：インド、インドネシア、ベトナム、ミャンマー、カンボジア、ラオスの6ヶ国は、交通部観光局指定の旅行会社を通じて台湾観光の電子ビザを申請することができます。（本プロジェクトは2020年12月31日まで試行）

- ビジネス電子ビザ：インド、スリランカ、バングラデシュ、ネパール、ブータン、パキスタンなどの南アジア 6ヶ国およびイランのビジネスマンで、中華民国対外貿易発展協会の駐現地国機関の推薦を得た場合、ビジネス目的の電子ビザを申請することができます。

ランディングビザ

トルコ籍およびノービザ措置が適用されている国の国民（アメリカを除く）で、有効期間6ヶ月以上の緊急または臨時パスポートを所持している人には、ランディングビザが適用されます。滞在期間は30日です。ランディングビザで入国した外国人は、台湾における滞在期間満了後に延長またはその他事由の停留ビザ、もしくは居留ビザへの切り替えを申請することはできません。





外国人の居留

外国人が有効なビザ、またはビザ免除が適用された有効なパスポートあるいは旅行証明書を所持し、内政部「入出国および移民署（略称は移民署）」による入国審査を受け入国した後に、停留、居留許可を受けた場合、居留許可を取得した後、入国の翌日から15日以内に移民署で外僑居留証を申請しなければなりません。また、ビザに基いて60日以上滞在し、かつビザ発行機関よりビザの延期を禁止されているビザ、またはその他の制限を受けたビザにより入国したものでない場合で一定の条件を満たした時は、移民署に対して居留を申請することができ、許可を得た場合は外僑居留証が発行されます。

外国籍の方は、「外国人が台湾の起業家査証を申請する際の資格審査手続きの要点（ウェブサイト：https://www.moeaic.gov.tw/businessPub.view?lang=ch&op_id_one=6）」の申請資格に適合する場合、必要書類を外交部領事事務局、各事務所及び在外公館に送付し、起業家査証を申請することができます。申請案件は投審会の資格審査に合格すると外交部領事事務局、各事務所または在外公館に通知され、査証審査を経た後、外交部領事事務局、各事務所または在外公館が起業家居留ビザを発行します。申請者が国外にいる場合、起業家居留ビザで入国後15日以内に、移民署にて外僑居留証を申請できます。初回査証で1年間居留でき、許可を受けてさらに2年間の延長が可能です。

有効期限内の外僑居留証を所有するか、或いはノービザ、停留ビザにより入国して滞在する外国人が、科技部、經濟部、教育部、文化部、その他中央目的事業主管機関が公告する国内で必要な技術、経済、教育、文化、芸術、体育またはその他の領域の専門技能を有する場合、移民署就業ゴールドカード申請オンラインプラットフォームで、就労許可証、居留ビザ、外僑居留証、再入国許可証を一体化した就業ゴールドカードを申請することができます。就業ゴールドカード(Employment Gold Card)の有効期間は1年から3年までであり、一定の条件を満たす場合、期限満了前に再申請することもできます。

外国人が連続して5年間合法的に台湾に居留し、毎年183日以上滞在している場合、または台湾に戸籍を持つ国民の外国籍の配偶者またはその子女が我が国に合法的に10年以上居留し、かつその内の5年の毎年の滞在期間が183日以上であり、かつ一定の条件を満たした場合は、居留または居住期間満2年の日より、移民署に対して永久居留を申請することができます。台湾に対して特別な貢献がある人、台湾が必

要とする高度な専門分野の能力を持つ人や投資による移民者も移民署にて永久居留を申請することができます。

台湾現地のホームヘルパーに関しては、すでに良好な派遣制度と人材訓練が確立されています。以下の資格を満たす外国人は、外国籍ヘルパー1名の雇用申請ができます。

項目	資格条件
投資金額	部長以上：台湾元 1 億元以上
	部門幹部以上：台湾元 2 億元以上
営業額	部長以上：台湾元 5 億元以上
	部門幹部以上：台湾元 10 億元以上
給与所得	会社、財団法人、財団法人あるいは国際的非政府組織の幹部以上： <ul style="list-style-type: none"> 台湾で上半期に納付した総合所得税の給与所得は台湾元 300 万元以上 該当年度の月給は台湾元 25 万元以上に達する 年俸 200 万台湾元または月給 15 万台湾元以上に達し、かつ台湾へ入国する前に海外で同一の外国籍ヘルパーを雇用していた場合、当該外国籍ヘルパーを台湾でヘルパーとして雇用するための申請ができます

註：外国企業の支店責任者または代表者事務所の代表者については、外国籍責任者の申請条件を準用する。

このほか、「外国人ビジネスマン及び来台回数が多い外国人旅行者のための入国審査・通関作業迅速化要点」により、台湾で5,000万台湾元以上投資した外国人ビジネスマン、華僑・外資の投資事業あるいはグローバル企業の台湾駐在管理職もしくは責任者、台湾事業に招聘された管理職もしくは責任者、台湾経済に対して貢献した人、これら4種類の条件の中のいずれか一つに当てはまる外国人ビジネスマンは、その会社が台湾で所属する商会（商工会議所）の推薦により、經濟部から得た審査許可を移民署へ転送し、移民署のサイトに登録すると、台湾出入国時に指定されたカウンターで迅速出入国審査を受けることができます。迅速出入国審査を利用できる期間は、經濟部から移民署に資料が転送され、登録された日から1年です。台湾の居留証を所有する場合、居留証の有効期限が適用されます。

就業ゴールドカード (Employment Gold Card) は外僑居留証と再入国許可証の機能を兼ねていますので、所有者は自動入国審査・通関システムの使用を申請することができます。

のほか、就業ゴールドカード所有者に対する特別な計らいとして、出入国時に指定のカウンターで迅速な出入国が可能となります。

理想

理想・最高の投資選択

台湾はアジア太平洋地域の海運、空運の重要な位置にあり、欧米や日本とアジア新興市場を結ぶ掛け橋の役割を担っており、アジア太平洋戦略センターとして優れたロケーションにあります。



健全な法治基盤、完備されたインフラ建設、柔軟なイノベーションパワーと先進科学技術研究開発に相応しい産業環境を持ち合わせている他、完全な産業クラスターが整備されており、グローバル企業にとってより短縮された時間とリソースを有効に運用して、世界のリソースを統合するという目標を達成することができます。

グローバル化の傾向および激しい競争に対応するため、台湾は積極的に産業構造を調整して、イノベーションにより伝統的な生産要素に取って代わり、「生産製造」と「サービス販売」の二つのラインを同時に重視する産業戦略として推進しており、工業、サービス業と農業を主体とした知識密集型産業を発展させ、より高い利潤を生み、台湾の国際的ブランドを造り上げています。

また、台湾は持続的に法規の緩和と財政経済政策の革新を進め、国際標準に合致するビジネス法治環境を徐々に構築し、国際的なトレンドに対応しています。そして区域経済の統合や相互の自由貿易協定の推進を加速させ、自由経済モデルエリアを立ち上げ、更に開放的で革新的な経済産業の戦略を展開させています。

全体的、他のアジアの新興国家と比べて、台湾は優越なロケーション、質の高い人材リソース、完成された産業サプライチェーン、良好な製造技術、完備されたインフラ建設、革新的な研究開発パワー、安定的な金融市場、健全な法治環境および政府優遇奨励措置などの優位な条件を有しています。そして同時に生産、サービス、アイデア、情報、物流、人と資金の流れの投資メリットが結集しており、更に、豊かな自然景観、人文の佇まい、快適で便利でスピーディな生活環境があります。

台湾は各種の優秀なリソースと豊富な環境が結集している投資プラットフォームであり、多国籍企業のアジア太平洋地域での展開にとってベストな理想的選択肢です。



付録一 企業設立

外国人および華僑（以下「外僑」）の投資を重視している台湾では、国内の発展の現状と、国際貿易の傾向に基づいて、常に関連法令を見直し、投資の障害を取り除くことで、外国の皆様にも良好な投資環境を提供しています。

投資法令：外国人投資条例、華僑帰国投資条例

両条例は、外国人の投資項目に対する制限と禁止の以外はほぼ同じ内容です。華僑の投資について禁止および制限は設けられていません。

投資の定義

- 台湾企業の株所有または出資
- 台湾国内における支店の設立、独資または合同事業の立ち上げ
- 前二項による投資事業に対する1年以上の融資

出資の種類

- 現金
- 自用機器設備または原料
- 特許権、商標権、著作財産権、専門技術またはその他の知的財産権
- その他、主務官庁により認可を受けた投資可能な財産（再建債権、吸収合併および分割株など）

投資項目に対する制限と禁止

- 国家安全、公共の秩序、善良な風俗または国民の健康に不利な影響がある、または法律により投資が禁止されている事業に対しては投資することは出来ません。
- 投資が法律または法律の授權を受けて制定された命令により投資が制限されている事業に対して行われる際には、当該主務官庁の許可または同意が必要となります。
- 行政院は、前二項の原則に従い、「僑外投資負面表列－禁止及限制僑外人投資業別項目（外国人投資ネガティブリスト-外国人による投資を禁止または制限する事業別項目）」を制定しています。

為替決済保障

- 投資者は投資によって得られた毎年の所得の利息または配分の余剰金について為替決済を申請することができます。
- 投資者は許可を受けたくて株の転売、資金の撤収、投資額の減額を行い、審査を受けた投資額に関して、その全額を一度に為替決済することができます。投資により得た資本利得についても同様です。
- 投資者が投資元金の融資および利子について為替決済を行う際には、許可を得ている約定に従うものとする。

徴収保障

- 外僑投資者の株式保有率が45%以上であり、かつ開業後20年間にわたって当該保有率が45%以上に保っている場合、徴収または買収はなされません。
- 外僑投資者の株式保有率が45%に満たない場合、我が国政府が国防上の必要から、当該事業を徴収または買収する場合は、合理的な補償を行わなければなりません。

投資優遇

- 投資の投資事業に対する投資が当該事業の資本総額の45%以上を占める場合、現金増資は一定率の株式を留保し従業員に購入させるという会社法の規定は適用されません。
- 投資事業が会社法により創設された会社であり、投資人が監察人となる場合には、国内住所に関する制限は受けません。

権利保障

- 投資者が投資する事業の法律上の権利義務は、法律に別途規定のある場合を除き、我が国国民が経営する事業と同様です。

投資申請プロセス

■ 公司 (商業主体、有限責任事業組合) 設立

公司 (商業主体、有限責任事業組合) 名称事前調査

- まず設立する公司(商業主体、有限責任事業組合)の中国語の名称を決めてください。公司、有限責任事業組合の設立は、經濟部中部事務所に公司、有限責任事業組合の名称と営業内容の事前調査を申請し、公司、有限責任事業組合の名称を保留してください。商業主体(単独資本または共同経営)は、所在地の県・市政府に申請してください。

投資許可

- 投資者は經濟部投資審議委員会 (住所：台北市羅斯福路一段7号8階、電話：02-3343-5700) に対して、投資申請書と関連資料を提出し、投資申請を行います。科学技術産業パーク、サイエンスパークでの投資は、直接当該パーク管理機関に申請してください。

投資額の審定

- 投資者が外貨送金により投資する場合、投資承認後に投資金を海外送金します。新台幣ドルで為替決済するときは、承認文書の正本を国内の銀行に送って手続きし、さらに前出の投資許可機関で投資額の審査を受けなければなりません。

公司 (商業主体、有限責任事業組合) の設立登記

- 会社を設立する場合、実収資本額が5億新台幣元以上の場合は、經濟部商業司に対して会社の設立登記を申請し、5億新台幣元以下の場合は、所在地に応じて直轄市政府または經濟部中部事務所 (台湾省および金門、馬祖) に対して申請します。科学技術産業パーク、サイエンスパーク、農業バイオサイエンスパーク、フリー・トレード・ゾーンでの投資は、直接当該パーク管理機関に申請してください。
- 商業主体の設立は、所在地の県・市政府に対して申請を行います。
- 有限責任事業組合を設立する場合、經濟部中部事務所に申請してください。
- 台湾では会社の最低資本額に関する規定は存在しないため、一部の特殊な業種以外は、企業活動を営むために十分と考えられる合理的な資本があればよいとされています。

税籍登記

- 所在地の国税徴税機関に対して税籍登記の申請を行います。

輸出入企業登録

- 輸出入業務を営むものは、經濟部国際貿易局に対して会社の英語名称を予備検索した後に、輸出入企業としての商業登記を申請します。

工場登記

- 物品の製造または加工を営む場合、工場所在地の県・市政府に対して工場登記を行います。科学技術産業パーク、サイエンスパーク、農業バイオサイエンスパークでの工場設立は、当該パーク管理機関に申請してください。

業務許可申請

- 公司(商業主体、有限責任事業組合)設立登記を行う前に、目的事業主管機関が発行する設立準備許可証を取得してください。
- 公司(商業主体、有限責任事業組合)設立登記後、目的事業主管機関が発行する許可証を取得したうえで、許可された業務の経営を開始することができます。

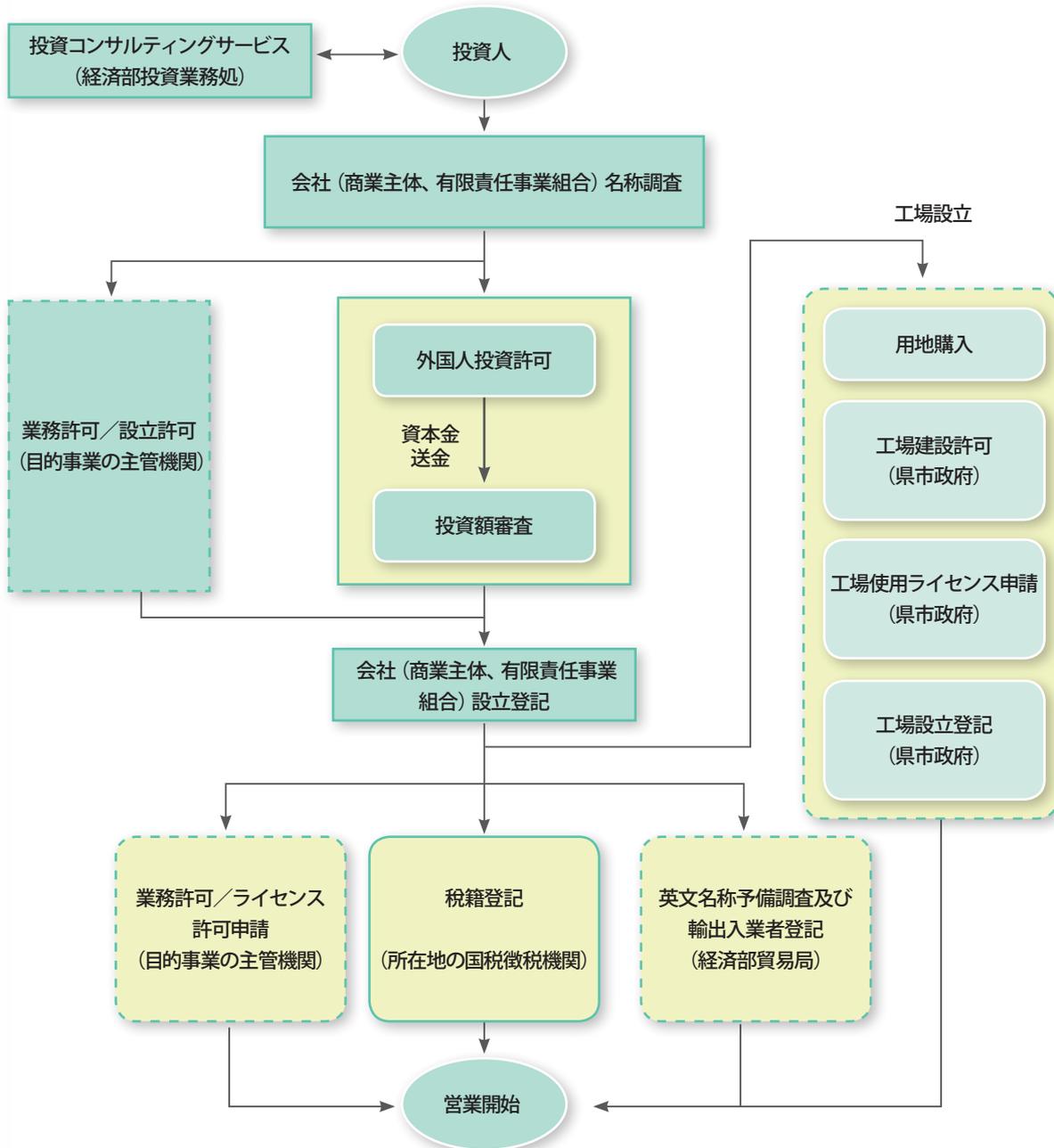
■外国企業の台湾支社、外国有限責任事業組合の台湾支部機関の設立

- まず經濟部中部事務所に外国企業、外国有限責任事業組合の中国語の名称と営業内容の事前調査を申請し、公司、有限責任事業組合の名称を保留してください。
- その後、經濟部商業司に外国企業の台湾支社、經濟部中部事務所に外国有限責任事業組合の資金査定と設立登記を申請をします。外国企業の科学技術産業パーク、サイエンスパーク、農業バイオサイエンスパーク、フリー・トレード・ゾーンでの投資は、經濟部中部事務所の許可通知書と、有限責任事業組合の中国語名称および営業内容についての事前調査の許可書を受け取った後、当該パーク管理機関に対して支社設立の申請を行います。
- 税籍登記の申請、輸出入企業登記、工場登記、および業務許可に関するプロセスは前述の会社のプロセスと同様です。

■外国企業の台湾オフィス設立

- まず經濟部商業司に事務所設立登記を申請し、許可書を取得します。
- 所在地の国税徴税機関に対して税務番号を申請します。

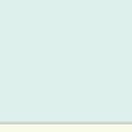
公司（商業主体、有限責任事業組合）の設立申請の流れ



注：実線枠は必須手続き、点線枠は業務内容の必要に応じて行う手続き。

付録二 投資サービス窓口

単位	サービス項目	連絡方式	
経済部 投資業務処	華僑・外資企業及び中国大陸企業の対台湾投資の主なサービス窓口。コンサルティングサービスと投資のサ	所在地：台北市中正区館前路71号8F TEL：886-2-2389-2111 FAX：886-2-2382-0497 E-mail：dois@moea.gov.tw http://www.dois.moea.gov.tw http://investtaiwan.nat.gov.tw	
経済部投資誘致総合サービスセンター	国内外の投資家に対し、台湾での投資全般に関するサービスを提供	所在地：台北市中正区襄陽路1号8F TEL：886-2-2311-2031 FAX：886-2-2311-1949 E-mail：service@invest.org.tw http://investtaiwan.org.tw/	
経済部投資審議委員会	華僑・外国人及び中国大陸からの対台湾投資等の規定条例・審査業務・申請業務を提供	所在地：台北市中正区羅斯福路1段7号8F TEL：886-2-3343-5700 FAX：886-2-2393-8829 E-mail：serve@moeaic.gov.tw http://www.moeaic.gov.tw/	
経済部商業司	会社法及び関連法規の検索の提供、会社登録申請及びその他の商業行政事項の説明	所在地：台北市中正区福州街15号 TEL：886-2-2321-2200分機8957 886-2-412-1166 0800-231314 http://gcis.nat.gov.tw/	
輸出加工区	区内のサービス・関連法規・投資情報などの説明	輸出加工区管理处（高雄ソフトウェアパークを含む） 所在地：高雄市楠梓区加昌路600号 TEL：886-7-361-2725 FAX：886-7-365-4713 Email：luofeng@epza.gov.tw http://www.epza.gov.tw	
		台中分処（台中ソフトウェアパークを含む） 所在地：台中市潭子区建国路一号 TEL：886-4-2533-0830 FAX：886-4-2534-8750 Email：shuchen@epza.gov.tw	
		中港分処 所在地：台中市梧棲区草埔里大觀路6号 TEL：886-4-2658-1215 Ext 611 FAX：886-4-2658-2325 Email：cepz@epza.gov.tw	
		高雄分処 所在地：高雄市前鎮区高雄加工区中一路2号 TEL：886-7-823-9310 FAX：886-7-813-8182 Email：section1@epza.gov.tw	
		屏東分処 屏東県屏東市前進里屏加路1号 TEL：886-8-7518212 Ext 102-103 FAX：886-8-751-8193 Email：pepz0024@epza.gov.tw	
サイエンス パーク	パーク内のサービス・関連法規・投資情報などの説明	科技部新竹科學工業園區管理局 地址：新竹市新安路2號 TEL：886-3-577-3311 FAX：886-3-577-6222 https://www.sipa.gov.tw	
		科技部中部サイエンスパーク管理局 所在地：台中市西屯区中科路2号 TEL：886-4-2565-8588 FAX：886-4-2565-8811 https://www.ctsp.gov.tw/	
		科技部南部サイエンスパーク管理局 所在地：台南市新市区南科三路22号 TEL：886-6-505-1001 FAX：886-6-505-0470 https://www.stsp.gov.tw/web/indexGroups?frontTarget=DEFAULT	

単位	サービス項目	連絡方式
農業バイオテクノロジーパーク	パーク内のサービス・関連法規・投資情報などの説明	<p>農業バイオテクノロジーパーク 所在地：屏東県長治郷徳和村神農路1号 TEL：886-8-762-2999 FAX：886-8-762-3005 http://www.pabp.gov.tw</p> 
		<p>台湾蘭花バイオテクノロジーパーク 所在地：台南市後壁区長安里烏樹里烏樹林325号 TEL：886-6-683-0164 FAX：886-6-685-5509 http://top.tainan.gov.tw/</p> 
環境保護サイエンスパーク	パーク内のサービス・関連法規・投資情報などの説明	<p>桃園環境保護サイエンスパーク 所在地：桃園市觀音区大潭村環科路331号 TEL：886-3-473-8025 ext.16 (連合サービスセンター) FAX：886-3-473-8024 https://www.tyht.nat.gov.tw/home.jsp?id=9&parentpath=0,1</p> 
		<p>台南柳営環保科技園區 所在地：台南市柳営区大農里工一路7号 TEL：06-623-2345 FAX：06-623-4005 http://www.lytp.tw/entry/</p> 
		<p>高雄環境保護サイエンスパーク T電話：886-7-624-1731 (サービスセンター) 所在地：高雄市苓雅区四維三路2号 http://ksbc.kcg.gov.tw</p> 
		<p>花蓮環境保護サイエンスパーク 所在地：花蓮県鳳林鎮長橋里中科路1号 TEL：886-3-823-7575 ext.320(環保局) FAX：886-3-822-4320</p> 
フリートレード港区	区内サービス、関連法規、投資情報などの問い合わせ	<p>海港フリートレード港区 所在地：高雄市鼓山区蓬萊路10号 TEL：886-7-521-9000ext.3310 http://taiwan-ftz.com</p> 
		<p>桃園航空フリートレード港区 所在地：桃園市大園区航翔路101号 TEL：886-3-399-2888 http://www.farglory-holding.com.tw/dindex.jsp</p> 
地方企業誘致機関—各県・市の工商発展投資策進会	工商発展投資策進会は各県・市政府の投資促進・サービス部門。現地での投資、もしくは現地における投資でお困りの際はお問い合わせください	<p>http://investtaiwan.nat.gov.tw/cht/show.jsp?ID=429&MID=8</p> 
国外企業誘致機関—經濟部と対外貿易発展協会の在外機関	經濟部及び対外貿易発展協会は、世界の主な国と地域に在外機関を設置しており、対台湾投資のコンサルティングサービスを提供している他、台湾企業向けに現地での投資をサポートしています	<p>http://www.trade.gov.tw http://www.taitra.org.tw</p>  

太平洋の西、中国大陸の東、台湾は東アジアの島嶼群の中で、きらめき輝く光を放ちます。

台湾の魅力は、豊富な自然景観の中にあり、また都会生活に潜みながら、
伝統と現代、テクノロジーと人文が融合した都会的な佇まいの中に現われています。

優位的なロケーション、健全なビジネス環境、堅実的な産業クラスターに完備されたインフラ建設、
更に質の高い人的資源や多角的なイノベーション文化。

活力溢れる台湾はグローバル企業がアジア市場に参入する絶好のステップとなります。
また華人市場で前進するための第一選択肢であり、世界の舞台に立つ時の最も堅実的なパートナーです。

*アジア太平洋地域への布石、そして世界に目を向けるために
台湾から出発しましょう!*



BRAVO! TAIWAN

YOUR BEST INVESTMENT CHOICE — 投資者にとって理想の選択

經濟部投資業務處

所在地 | 台北市中正區館前路 71 号 8
Tel | +886-2-2389-2111
Fax | +886-2-2382-0497
Web | <http://www.dois.moea.gov.tw>
<http://investtaiwan.nat.gov.tw>
E-mail | dois@moea.gov.tw

經濟部投資誘致綜合服務中心

所在地 | 台北市中正區襄陽路 1 号 8F
Tel | +886-2-2311-2031
Fax | +886-2-2311-1949
Web | <http://investtaiwan.org.tw>
E-mail | service@invest.org.tw



本刊物使用環保大豆油墨印刷



2021 年 12 月

經濟部廣告